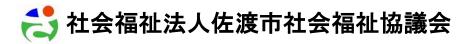
第4次佐渡市地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和6 (2024) 年度~令和10 (2028) 年度

令和6年3月





はじめに



佐渡市が誕生して20年が経過しました。

この間、日本は超高齢社会(65 歳以上の高齢者が人口の 21%を超えた社会) を迎え、価値観や生活スタイルの多様化に伴い、単身世帯の増加など家族構成 も大きく変化する中で、複雑かつ複合的な地域課題が顕在化しています。また、 地域のつながりの希薄化やひきこもり、8050問題、経済的困窮等も注目され、 地域福祉を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。

また、毎年のように自然災害に見舞われ、地域住民による互助活動や災害時における要援護者の地域での支援活動の重要性が再認識されているところです。

本市においても、複合的な課題への対応は今後も増加していくことが想定されることから、総合相談窓口やサービスなどの情報提供の充実、権利擁護の推進、福祉に係わる人材の育成・確保が必要となっております。

こうした中、地域の皆様が役割を持ち、支え合いながら、生きがいを持って 暮らすことができる地域づくりを推進し、公的な福祉サービスを基本としつつ、 制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、 人と人、人と社会がつながり、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創る「地 域共生社会」の実現が求められております。

本市では、「健やかで思いやりのあふれるまちづくり」の理念のもと、「地域 福祉の担い手づくり」、「地域福祉の活動づくり」、「医療・介護・福祉の連携体 制」、「安全・安心して暮らせる地域づくり」を視点に、第3次計画を策定し、 佐渡市社会福祉協議会との協働により、地域福祉の推進に取り組んできました。

この度、前期計画の基本理念を継承し、令和6年度から5年間を計画年度と する第4次地域福祉計画を策定いたしました。

これまでの取組を活かしながら、さらに地域福祉の推進を目的とした行政と 佐渡市社会福祉協議会の双方の計画を、一体的に策定することで相互に連動し、 総合的に推進することで、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進をより 一層図ってまいります。

結びに、佐渡市地域福祉計画推進懇談会の皆様をはじめ、計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました関係機関、関係団体の皆様、アンケートにご協力いただきました市民の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和6年3月 佐渡市長 渡 辺 竜 五

「地域共生社会の実現に向けて」



このたび、佐渡市と佐渡市社会福祉協議会が一体となって策定した「第4次 佐渡市地域福祉計画・地域福祉活動計画」が完成しました。

地域においては、人口減少に加え少子高齢化・核家族化が一段と進行し、地域で暮らす人と人とのつながりや支え合いが希薄化しております。さらには長引く感染症への不安、多発する自然災害、物価高騰を受けて、社会的孤立・生活困窮・フレイルなどが深刻な課題となってまいりました。

このような社会環境の変化により、地域で安心して暮らすことができるためには、制度による福祉に加え、住民同士の支え合いや関係機関・企業・団体などあらゆる人の参加によって、支え合いを推進していくことが必要であると考えております。

本計画は、「健やかで思いやりのあふれる持続可能なまちづくり」を基本理 念にして、佐渡市と佐渡市社会福祉協議会が地域住民の皆様や関係機関・企 業・団体などとネットワークを深くし、支え合いを連携・協働して実践する行 動計画であります。また、今期より「成年後見制度利用促進基本計画」等が新 たに盛り込まれており、重要な位置付けとなっております。

佐渡市社会福祉協議会では、この計画に基づいて、私たち一人ひとりがお互いを思いやり、尊重していく「地域共生社会」を皆様とともに創ってまいりたい所存です。市民の皆様、関係機関・企業・団体の皆様にはさらなるお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画策定に何度もご議論、ご意見をいただきました佐渡市地域福祉 計画推進懇談会委員の皆様はじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様、 関係各位に心より感謝しお礼申し上げます。

> 令和6年3月 社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会 会長 和田 幸雄

目 次

	頁
第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域共生社会の実現について	
4 地域福祉を推進するにあたってのそれぞれの役割	5
5 計画の位置づけ	6
(1)法的位置づけ	
(2) 地域福祉活動計画	7
(3)地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的な策定と	
成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画について	
6 関連諸計画との関係	
7 司岡朔间 8 計画の策定体制	
○ 司画の泉足体制	
(2) 佐渡市地域福祉計画推進懇談会	
(3) 佐渡市社会福祉協議会	
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	
1 データからみた佐渡市	
(1)人口	
(2)人口動態(3)世帯などの状況	
(4) 生活困窮者及び生活保護の状況	
(5) 障がい者の状況	
(6)子どもの状況	
(7)地域活動などの状況	
(8) 避難行動要支援者の状況	. 19
(9)成年後見制度の利用状況	
2 前期計画の取組状況・課題・次期計画への引継ぎ	
3 主要な市の課題	. 26
第3章 計画の基本理念と基本方針、施策の体系	. 27
1 基本理念	
2 基本方針	
3 施策の体系	
第4章 計画のめざすところ	. 29
基本方針1 つながり、支え合うまちづくり	. 29
1-(1) 支え合い意識の高揚と活動への支援	
1-(2) 地域で活躍する人材育成・ボランティア活動支援	
1-(3) 子育てにやさしい地域づくり	
基本方針2 健やかな暮らしを支えるまちづくり	
2-(1) 地域での見守り・声かけ体制づくり 2-(2) 相談支援、情報提供体制の充実	
2-(2) 怕談又抜、情報提供体制の元夫 2-(3) 健康・生きがいづくりの推進	
Z=(3) 健康・主さかい ランタの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3-(1) 地域の防災・防犯体制づくり	
3-(2) 暮らしやすい生活環境づくり	
3-(3) 権利を守る環境づくり・成年後見制度の推進	

	頁
第5章 計画の推進に向けて	53
 施策の達成に向けて(1)進行管理体制について(2)成果指標について それぞれの役割(1)市民の役割(2)地域・自治会などの役割(3)民生委員・児童委員、主任児童委員の役割(4)ボランティア・NPOの役割(5)学校等の役割(5)学校等の役割(6)福祉サービス事業所・企業の役割(6)福祉サービス事業所・企業の役割(7)佐渡市社会福祉協議会の役割(8)佐渡市(行政)の役割 計画の進行管理と評価 	53 53 53 53 54 54 54 54 54
第6章 佐渡市成年後見制度利用促進基本計画	
1 計画策定の趣旨. 2 計画期間. 3 現状と課題. 4 成年後見制度とは. 5 成年後見制度推進の施策. (1)基本的な考え方. (2)基本目標. (3)具体的な取組.	56 56 56 59 60 60 61
第7章 佐渡市再犯防止推進計画	62
1 計画策定の趣旨	62 62 63 64 64 65
【資料編】	66
佐渡市地域福祉計画推進懇談会開催要綱 佐渡市地域福祉計画推進懇談会委員名簿 計画策定の主な経過 市民アンケート調査結果(主要結果の抜粋掲載) 1.調査の概要 2.回答者の基本特性 3.調査結果	68 69 70 70

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成 23 (2011) 年3月に東日本大震災が発生し、日本全国各地で「地域の絆」の大切さが再認識されました。また、近年は全国のあらゆるところで毎年のように大規模な自然災害が発生し、災害時のみならず平常時からの対応が求められているところです。このような情勢の中、国では平成 25 (2013) 年に災害対策基本法を改正し、迅速な避難支援を行うための取組が進められています。

また、令和2 (2020) 年1月の国内初感染者の確認以降、新型コロナウイルスの感染拡大は、地域においても福祉活動やイベントが休止、中止を余儀なくされるとともに、その影響は長期間にわたり、人と人とのつながる力やボランティア活動へのモチベーションの低下、活動の担い手やノウハウの喪失により、今まで長年かけて築き上げられてきた「地域の力」や「住民同士の支え合いの力」が大きく損なわれ、再生が困難になることが危惧されます。

近年、本市においても少子高齢化が急速に進行し、高齢化率は 40%を超える超高齢社会となっており、未来の日本の縮図と言えます。高齢者世帯の増加や価値観の多様化、生活不安の増大、犯罪や事件の深刻化などを背景に、地域社会のつながりや、地域に対する関心の希薄化が問題になっています。また、これらに関連して、孤独死、虐待、認知症高齢者の行方不明、障がい者の地域移行、見守りが必要な人の増加など、地域の福祉課題が徐々に拡大しており、住民同士の支え合いや地域コミュニティの重要性が再認識されています。

このような状況下の中で「第4次佐渡市地域福祉計画・地域福祉活動計画」(以降、「本計画」とします。)の策定にあたっては、住民同士の支え合いが継続、発展するようより柔軟な方向に変革していく視点を持ちつつ、重層的かつ包括的な事業の推進と支援体制の充実を図るため地域とのつながりの強化を目指します。

また、近年、SDGs(持続可能な開発目標:SDGs: Sustainable Development Goals)について言及されることが多くなってきています。

SDGs は、平成 27 (2015) 年9月の国連サミットで採択された令和 12 (2030) 年まで に持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから 構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」という理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ地域共生社会の実現につながります。

本市においても、SDGs の目標を踏まえ、施策を推進していくことが求められています。 以上のことから、この計画推進の視点のひとつとして計画の施策において SDGs を念 頭に取り組んでいきます。これまでの取組の成果や社会情勢、市民ニーズの変化等を鑑 み、新たに地域共生社会の実現を目指し、本市における地域福祉推進にあたっての基本 的な考え方と具体的な取組を明らかにしていくものとして本計画を策定します。 SDGsのうち、地域共生社会の実現に向けた取組との関係性が深いものは、次のとおりです。

9 .	
目標 (Goal)	目標到達に向けた取組の方向性
1 年日在 なくそう 本本市	1. 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
3 すべての人に 健康と細征を	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推 進する
4 質の高い教育を みんなに	4. 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学 習の機会を促進する
5 ジェンダー平等を 実現しよう	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメ ントを図る
8 動きがいる 経済成長も	8. 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生 産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間 らしい仕事)を推進する
10 Aや国の不平等 をなくぞう	10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する
11 住み続けられる まちづくりを	11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする
16 平和と公正を すべての人に	16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての 人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおい て効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
17 パートナーシップで 日報を達成しよう	17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パート ナーシップを活性化する

2 地域共生社会の実現について

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係 を超えて、地域で暮らす住民や地域で活動する各種の団体など地域の多様な主体が、地 域で生じるさまざまな課題の解決に向けた取組に参画し、人と人、人と資源が世代や分 野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創って いく社会のことです。

国は、この地域共生社会の実現を目指す取組を進めています。

本市においても、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを醸成し、地域の住民、団体等が公的な福祉サービスを活用して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けて、既存の相談支援体制や地域づくり支援等の取組を活かし、関係機関と官民一体となり協働し地域福祉を推進します。本計画は、本市における地域共生社会を実現するための、ひとつの指針となるものです。

参考資料:地域共生社会の実現に向けた国の主な動向

*平成28年7月…<u>「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置</u> 地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みをつくって いく・地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげる ための包括的な(「丸ごと」)支援体制の整備を進める。

*平成29年6月…社会福祉法の一部改正

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の

一部を改正する法律」(平成30年4月施行)

市町村地域福祉計画策定が努力義務化。福祉の各分野における「上位計画」として位置付け。

- *平成29年12月…<u>「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出</u> 「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」が示される。
- *令和2年6月…<u>「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を</u> 改正する法律」の公布(令和3年4月施行)

地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重し合いながら参加し、地域共 生社会の実現を目指す必要があることを明記。

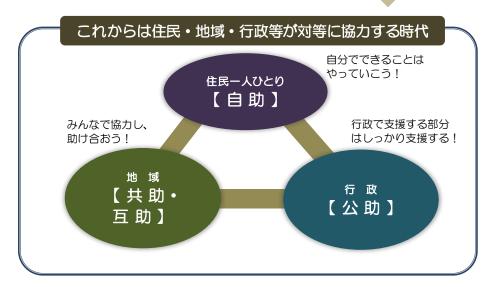
福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の創設等。

*令和3年3月…<u>「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正</u> 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」 の改正。

3 地域福祉とは

地域福祉とは、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などの対象者ごとの福祉サービスだけではなく、地域に暮らす人や地域で活動する団体・事業者、そして行政が一体となって自分たちが住んでいる地域社会の生活課題を発見し解決していこうとするものです。具体的には支援を必要としている人やその家族が、地域社会の中で自立した生活を送ることができるように、公的サービスのみならず地域住民のふれあい交流活動や見守り活動、助け合い活動、健康づくりといった支援・支え合いを地域でお互いに行っていくことを言います。その地域での支え合いを含め、住民と行政とが協働しながら、どのように地域福祉を進めていくかを定めたものが地域福祉計画です。

大阪 (大阪サービスによる支援 大阪 (大阪サービスによる支援 大阪 (住民自らの力) 支援を必要とする人 大ランティア・民生委員等 ボランティア・民生委員等 協力して力を さらにプラス!



自助とは………個人や家族による支え合い・助け合い(自分でできることは自分でする)

共助・互助とは…地域社会における相互扶助(隣近所や友人、知人とお互いに支え合い、助け合う) 地域活動や地域ボランティア、社会福祉法人などによる支え

(「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域全体で支え合い、助け合う)

公助とは………公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づく

サービス提供(行政でなければできないことは、行政が行う)

4 地域福祉を推進するにあたってのそれぞれの役割

すべての市民が、安全で安心して快適に暮らし続けることのできる地域社会を実現させるためには、市民による主体的な取組と市民と地域が協働して地域福祉活動を推進していくことが重要です。

そのためには市民をはじめ自治会や地域で活動する民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、学校、企業、福祉サービス事業所などの関係者(機関)が、地域福祉活動の重要な担い手となることが求められます。

計画を推進していくためには、市民を中心に地域・自治会や関係者(機関)が協力してそれぞれの役割や責務を果たしながら互助の精神、絆を持ち、協働して取り組んでいくことが必要です。

また、市(行政)と佐渡市社会福祉協議会は連携・協力して、市民等の活動を支援することが必要です。

それぞれの役割 ■ 地域・自治会等の地域活動団体 ■ * 見守り活動 * 地域行事の開催 ■ 民生委員・児童委員 ■ ■ 福祉サービス事業所 ■ * 市民の相談相手 * 福祉サービスの提供 ■市民■ * 行政へのつなぎ役 * 見守り活動 地域福祉活動の主体 * 自分の生活と健康を維持 * 住民同士のあいさつ * 行事や活動への参加 ■企業■ ■ ボランティア・NPO ■ など *活動の実施 *活動の実施 *活動の場の提供 *活動の場の提供 ■学 校■ *活動の実施 Ø 女 *活動の場の提供 摻 犌 腐 恊 ■ 社会福祉協議会 ■ ■ 市(行政) ■ 連携・協力 * 地域福祉の総合窓口 * 施策の推進 *活動の推進

5 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が 地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域のさまざまな生活課題を明 らかにし、その解決に向けた取組を示す計画です。

◆ 改正社会福祉法 抜粋(令和3年4月1日施行)

(地域福祉の推進)

- 第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者 (以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が 地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の 活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - (1)地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。
- ※下線部が追加となった部分。この他に、第 106 条の 4 に重層的支援体制整備事業について の内容が追加。

(2) 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする民間の活動・行動計画です。 地域における課題や地域福祉の理念などを共有し活動の密接な連携を確保します。

(3) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的な策定と 成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画について

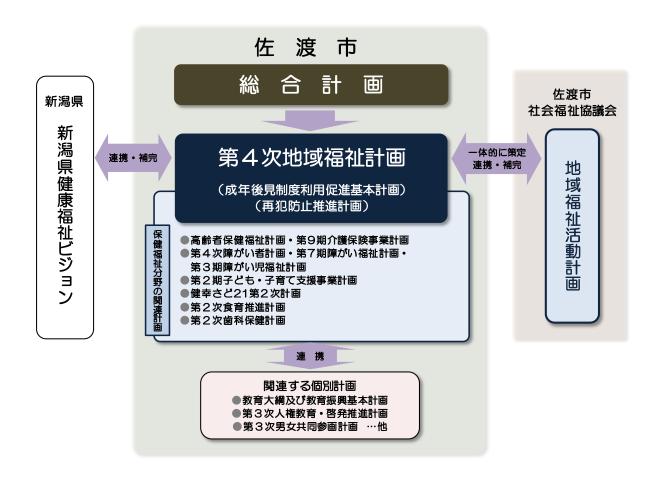
「地域福祉計画」は、市が地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画であり、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となって地域住民の立場から地域福祉を推進する民間の行動計画です。両計画は、車の両輪のように住民をはじめとする地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の参加と協力を得ながら取組を展開するという共通の目的をもつものです。

これらが一体となって策定されることにより、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域に関わるものの役割や協働が明確化され、実効性のある計画づくりが可能となります。

また、本市ではこれまで、佐渡市社会福祉協議会成年後見センターと連携しながら、成年後見制度の周知啓発や利用支援に市民後見人、関係機関・関係団体などと連携し取り組んできたところです。これらの経緯を踏まえつつ、制度の更なる利用促進に向けた取組を進めていくための成年後見制度利用促進基本計画(成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項)及び地域における犯罪被害を防止し、罪を犯した人等の社会復帰の支援に努め、市民が安全で安心に暮らせるように、再犯防止を推進するための再犯防止推進計画(再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項)を包含するものとします。

6 関連諸計画との関係

施策の展開は「佐渡市総合計画」をはじめ、「佐渡市高齢者保健福祉計画・介護保険 事業計画」「佐渡市障がい者等計画」「佐渡市子ども・子育て支援事業計画」他の保健福 祉分野における各計画と整合性を図りながら推進していきます。



7 計画期間

本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間です。 ただし、社会経済情勢の変化や社会福祉法など関連法の改正に柔軟に対応できるよう 計画期間中においても必要に応じて見直しを行うこととします。



8 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民アンケート調査及びパブリックコメント※を実施し、 市民の意見を広く反映できるように努めるとともに、佐渡市地域福祉計画推進懇談会に おいて検討・調整を図りました。

(1) 市民アンケート調査

市民の地域福祉に関する意識や生活課題、社会参加などの意向を計画に反映させる ため、住民基本台帳から 18 歳以上の市民を対象として 2,000 人を無作為抽出し、郵送 法および Web 調査法により調査を実施し、1,000 件の有効回答を得ました(有効回答 率 50,0%)。

(2) 佐渡市地域福祉計画推進懇談会

本計画を策定・推進するため、学識経験者、関係団体代表者等の委員で構成する「佐渡市地域福祉計画推進懇談会」において、前期計画の中間評価及び各年度の評価を行った後、本計画について審議をお願いしました。

(3) 佐渡市社会福祉協議会

社会福祉法に明確に位置づけられ、地域福祉を推進する団体である佐渡市社会福祉 協議会は、福祉ニーズが現れる地域社会において福祉課題の解決を目指し、住民や民 間団体の行うさまざまな活動と必要な資源の造成などを目的としています。

地域福祉計画の基本理念や基本方針に基づき、それを実行するための住民の活動・ 行動のあり方を定める地域福祉活動計画が相互に連携した計画となるよう策定しました。

[※] パブリックコメント

市民の声を取り入れるための仕組み。行政機関などが政策の立案などを行おうとする際に、素案を公表し、広く市民などから意見や情報を提供してもらい、提出された意見などを考慮して最終的な意思決定を行うもの。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 データからみた佐渡市

(1) 人口

①人口の推移

本市の人口は、近年5万人台で推移していましたが、令和5年3月末には初めて 5万人を下回りました。

また、推計人口を見ると、令和 12 年には 41,095 人に減少すると予測されています。

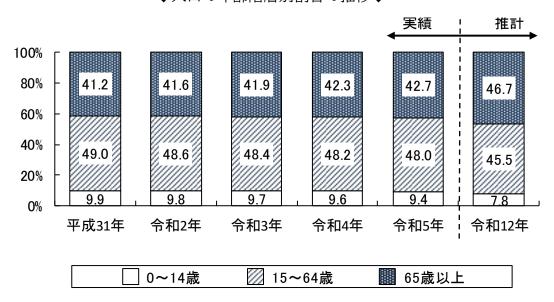
年齢階層別では、65歳以上の高齢者人口の割合は増加する傾向にあり、令和12年は推計で46.7%となっています。

◆人口の推移◆ (人) 70,000 実績 推計 54,656 53.563 52.467 51.295 49.947 41.095 0 平成31年 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年 令和12年

【資料】実績:住民基本台帳人口(各年3月31日現在)

推計:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

◆人口の年齢階層別割合の推移◆



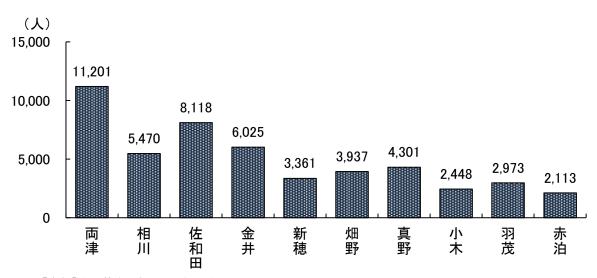
【資料】実績:住民基本台帳人口(各年3月31日現在)

推計:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

②地区別の人口

令和5年3月末の本市の人口は、両津地区が11,201人と最も多く、次いで佐和田地区が8,118人、金井地区の6,025人と続いています。

◆地区別の人口◆

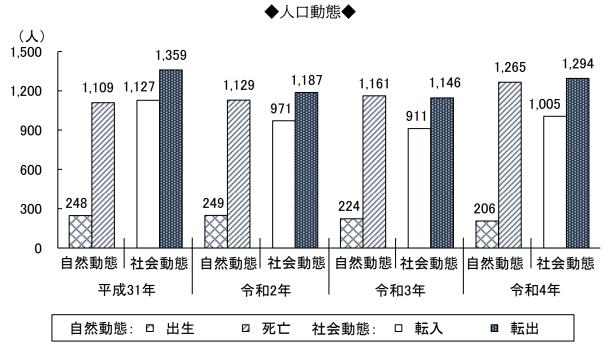


【資料】住民基本台帳人口(令和5年3月31日)

(2)人口動態

自然動態を見ると、死亡が出生を大きく上回って推移しており、令和4年度中は 1,059人の減少となっています。

社会動態は、転出が転入を上回って推移しており、令和4年度中は 289 人の減少となっています。

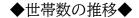


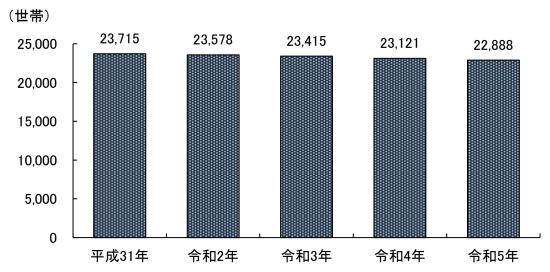
【資料】住民基本台帳人口(各年度実績)

(3)世帯などの状況

①世帯数の推移

本市の世帯数は、令和5年3月末で22,888世帯となっています。



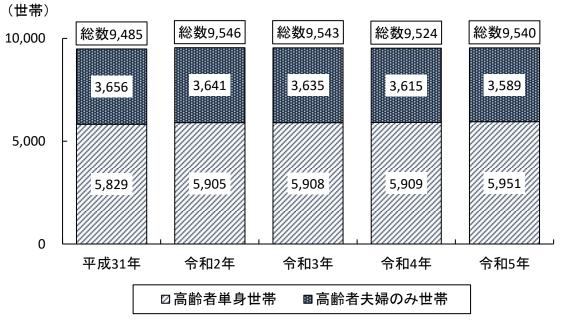


【資料】住民基本台帳(各年3月31日現在)

②高齢者のみ世帯数の推移

本市の高齢者のみの世帯数は9,500世帯前後で推移しています。

◆高齢者のみ世帯数の推移◆



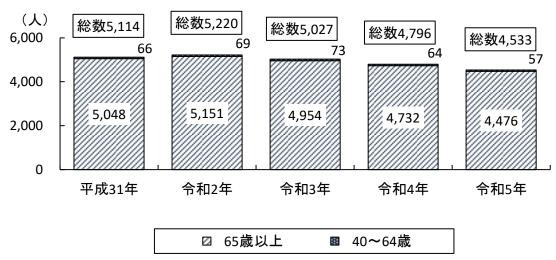
【資料】地域包括支援センター運営協議会資料より

(平成31年及び令和2年は各年12月31日現在、令和3年から令和5年は各年3月31日現在)

③要介護認定者数の推移

本市の要介護認定者※数は令和2年までは増加傾向にありましたが、令和3年以降は減少に転じており、令和5年3月末は4,533人となっています。

◆要介護認定者数の推移◆



【資料】佐渡市の福祉・保健・医療・環境(各年3月31日)

※ 要介護認定者

介護保険制度において、寝たきりや認知症などで常時介護を必要とする状態(要介護状態)であると認 定された人。認定及び程度の判定は、市の設置する介護認定審査会が行う。

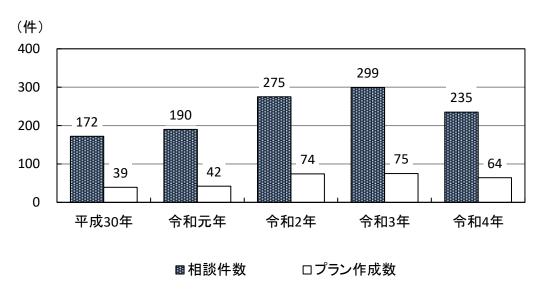
なお、要介護認定は、介護サービスの給付額に結びつくことから、その基準については全国一律に客観的に定められている。

(4) 生活困窮者及び生活保護の状況

①生活困窮者

本市の生活困窮者新規相談件数と自立支援プラン作成件数は、平成30年度から令和3年度にかけて増加傾向にありましたが、その後減少して令和4年度は235件の相談、64件のプラン作成となっています。

◆生活困窮者新規相談件数と自立支援プラン作成件数の推移◆

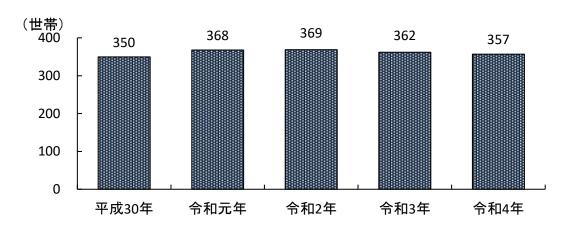


実績:佐渡市の福祉・保健・医療・環境(各年度実績)

②生活保護世帯数の推移

本市の生活保護世帯数は、平成30年度から令和2年度にかけて微増しましたが、 令和4年度は微減の357世帯となっています。

◆生活保護世帯数の推移◆



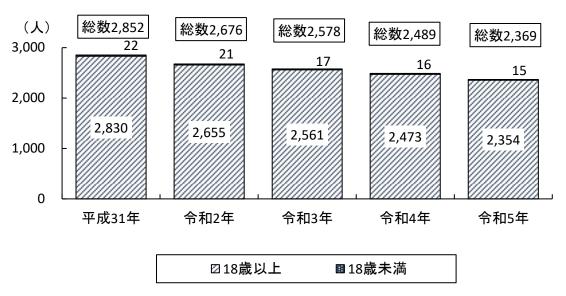
【資料】佐渡市の福祉・保健・医療・環境(各年度月平均被保護世帯数)

(5) 障がい者の状況

①身体障がい者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は微減傾向にあり、令和5年3月末では 2,369 人となっています。

◆身体障害者手帳所持者数の推移◆

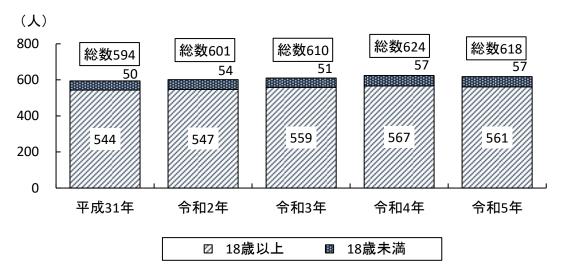


【資料】佐渡市の福祉・保健・医療・環境(各年3月31日現在)

②知的障がい者数の推移

本市の療育手帳所持者数は、増減を繰り返し、600人前後で推移しています。 令和5年3月末は618人となっています。

◆療育手帳所持者数の推移◆

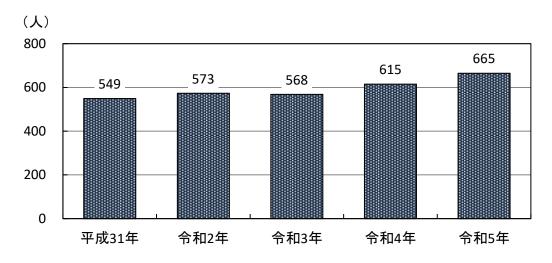


【資料】佐渡市の福祉・保健・医療・環境(各年3月31日現在)

③精神障がい者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、緩やかな増加傾向にあり、令和5年 3月末で665人となっています。

◆精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移◆

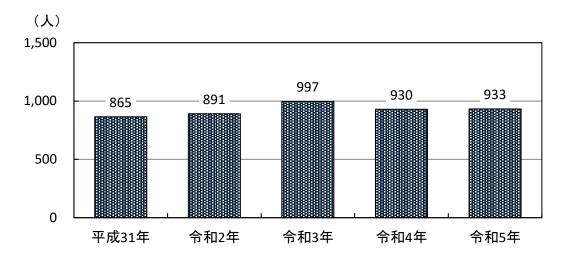


【資料】佐渡市の福祉・保健・医療・環境(各年3月31日現在)

④自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移

本市の自立支援医療(精神通院医療)受給者数は、増加傾向にありましたが、その後減少して令和5年3月末で933人となっています。

◆自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移◆

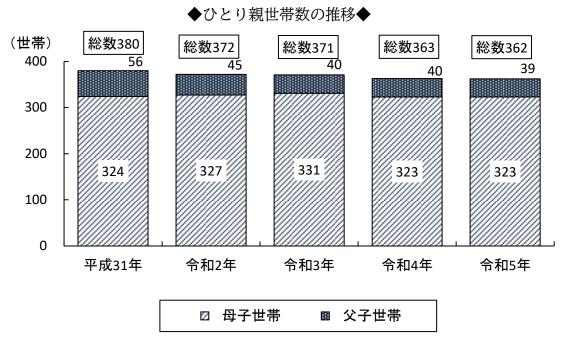


【資料】佐渡市の福祉・保健・医療・環境(各年3月31日現在)

(6) 子どもの状況

①ひとり親世帯数の推移

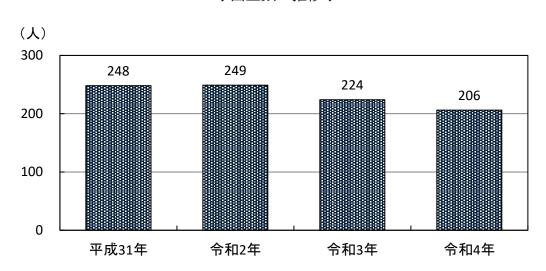
本市のひとり親世帯※は微減傾向にあり、令和5年3月末で362世帯となっています。



【資料】佐渡市の福祉・保健・医療・環境(各年3月31日現在)

②出生数の推移

本市の出生数は減少傾向にあり、令和4年3月末で206人となっています。



◆出生数の推移◆

【資料】住民基本台帳人口(各年3月31日現在)

※ ひとり親世帯

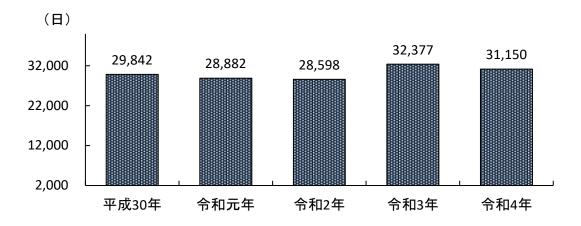
未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の 20 歳未満の子どものみで構成される一般世帯 (他の世帯員がいないもの)。

(7)地域活動などの状況

①民生委員・児童委員の状況

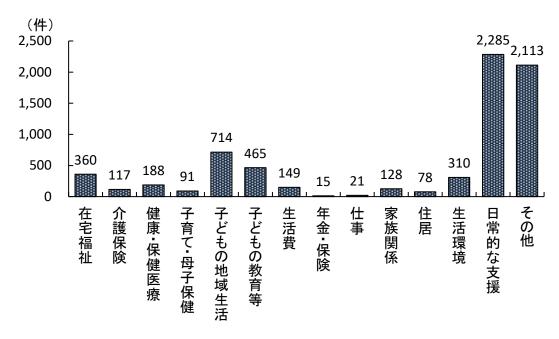
本市の民生委員・児童委員※は令和4年度末現在211名が活動しています。 令和4年度実績では年間延べ活動日数は31,150日となっています。 その主な相談内容は日常的な支援が抜き出て多くなっています。

◆民生委員・児童委員の延べ活動日数◆



【資料】佐渡市の福祉・保健・医療・環境(各年度実績)

◆内容別相談件数◆



【資料】佐渡市の福祉・保健・医療・環境(令和4年度実績)

厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。担当区域の市民からの生活上の様々な相談や、高齢者世帯などの見守り活動など、地域と行政のつなぎ役として活動している。

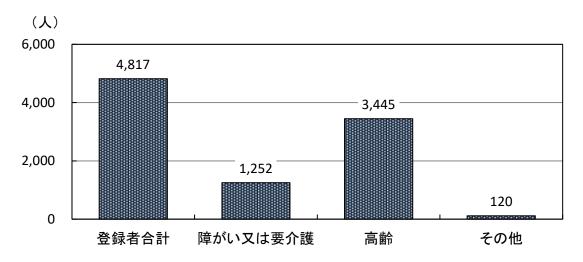
[※] 民生委員・児童委員

(8) 避難行動要支援者の状況

①避難行動要支援者名簿登録者数

本市の避難行動要支援者名簿登録者数は、令和5年5月末で 4,817 人となっています。

◆避難行動要支援者名簿登録者数◆

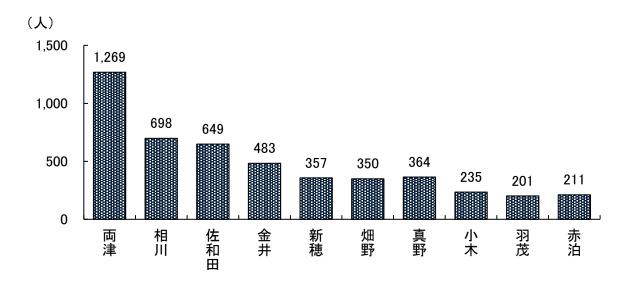


【資料】実績: 佐渡市の福祉・保健・医療・環境(令和5年5月末日現在)

②地区別避難行動要支援者名簿登録者数

令和5年5月末の避難行動要支援者名簿登録者数は、両津地区が 1,269 人と最も 多く、次いで相川地区が 698 人、佐和田地区の 649 人と続いています。

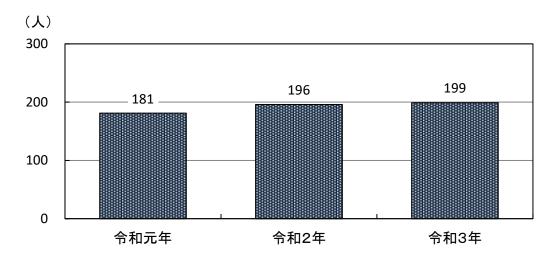
◆地区別の避難行動要支援者名簿登録者数◆



(9) 成年後見制度の利用状況

本市の成年後見制度の利用者数は、令和3年6月末で199人となっています。

◆成年後見制度の利用者数の推移◆



実績:成年後見制度に関する実態把握調査結果(R1:5/31、R2:5/14、R3:6/30)

2 前期計画の取組状況・課題・次期計画への引継ぎ

前期計画の進行状況を確認するため、佐渡市地域福祉計画推進懇談会を設置し、年度 ごとに事業実施担当課の自己評価や意見を基に進捗状況評価を行い、主な課題や次期計 画への引継ぎ事項を整理しました。

「基本目標1 思いやりの心を育むまちづくり」について

目標	高齢者や障がい者、子育て中の家族などが地域で安心して生活を送ることができるよう全ての市民がお互いを尊重し思いやり、暮らしやすい地域づくりを通して共生社会の実現を目指します。
施策の方向性	(1)福祉教育の充実 (2)ボランティア等市民活動団体への支援
主 な 取 組	・小中学校において福祉教育事業等を実施しました。・地域でのボランティア活動及びボランティアポイント制度の普及促進を実施しました。
主 な 課 題	・地域で暮らすさまざまな年代が福祉問題を理解し、地域で支える担い手として福祉教育の充実を図る必要があります。・誰もが暮らしやすい地域を築くためのボランティアの養成が必要となります。
次期計画への引継ぎ	 ・さまざまな世代が自分のことだけでなく周りの人や地域の人々を大切に思い、それぞれの考えや生き方を尊重し、ともに生きる力を養うための福祉教育に取り組みます。 ・福祉の心を学び、ともに支え合える地域の福祉力を高めるためにボランティアの養成に取り組みます。

「基本目標2 支え合い助け合うまちづくり」について

	地域ぐるみの活動を活発に行うことでお互いを知り、思いないのとなけ、ですころと、思いることはなっていまった。
目 標 	いやりの心を持って支え合い、助け合う地域づくりを目指 します。
施策の方向性	(1)支え合い意識の高揚と参加の促進 (2)子育てにやさしい地域づくり (3)地域の人材・リーダー育成 (4)地域での見守り・声かけ体制づくり
主 な 取 組	 ・地域における福祉課題を「我が事」と捉え、解決に向けた住民参画による懇談会等を実施しました。 ・世代間のふれあい交流など助け合いの心を育む事業を実施しました。 ・地域福祉を支える人材を育成するために研修会等を実施しました。 ・高齢者やこころに悩みを抱えた人を地域で見守ることができるよう研修会やボランティア活動を実施しました。
主 な 課 題	 ・高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療・介護のサービス提供だけではなく多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を一体的に図っていく必要があります。 ・子育てを支援する読み聞かせなどのボランティアを確保する必要があります。 ・地域における福祉活動を支え、活動を推進する人材を育成する必要があります。 ・生活習慣や価値観の多様化、核家族化等により、かつてのような地域住民相互の社会的つながりが希薄になっています。
次期計画への引継ぎ	 ・誰もが役割を持ち、お互いを尊重し支え合うことで孤立せずに、その人らしい生活を送ることができるような体制づくりに取り組みます。 ・子育てを地域で支える交流事業やボランティアの養成に取り組みます。 ・福祉分野にとどまらず、福祉分野以外においても地域福祉を理解し活動を担うことができる人材の育成に取り組みます。

「基本目標3 健やかに安心して暮らせるまちづくり」について

目標	健康づくりに取り組み、ふれあいや交流を深める中で自分の知識や技術を発揮し、生きがいを持ち誰もが健やかにいきいきとした生活を送ることができるまちを目指します。
施策の方向性	(1)誰もが集える場所・機会づくり(2)健康・生きがいづくりの推進(3)利用しやすい福祉サービスの提供(4)権利擁護の推進(5)相談・支援体制の充実(6)生活困窮者自立支援事業の推進
主 な 取 組	 ・誰もが気軽に参加できる地域の居場所づくりを実施しました。 ・住み慣れた地域で生活を維持できるよう地域での支え合いの体制づくりについての協議を実施しました。 ・成年後見センター機能の充実を図り市民後見人の養成及び支援を実施しました。 ・悩みを抱える人が安心して相談機関とつながるよう行政と関係機関の連携強化に努めました。 ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し包括的な支援を実施しました。
主な課題	 ・子ども、高齢者、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に集える居場所を確保し、自分たちが住む地域をよりよいものにするための話し合いの場を提供する必要があります。 ・一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしい生活を実現するため、さまざまな悩みごとに対して切れ目のない支援を行うために相談支援体制の充実を図る必要があります。 ・市民後見人の受任数は増加傾向にあり市民後見人の養成とスキルアップが必要で、安心して活動できる環境・支援体制の充実を図る必要があります。 ・経済的な困窮だけでなく複合的な問題を抱え制度の狭間で困難な状況にいる人に対し、適切な支援や制度につながるよう各関係機関と連携し対応する必要があります。 ・地域や関係団体など、さまざまな人が連携し多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図る必要があります。

・住民同士のつながりを深め生きがいや健康づくり、社会
参加のための心地よい居場所づくりに取り組みます。
・複合的な問題を抱える相談等を受け止め適切な機関や制
度、サービスにつなぐための相談支援体制の機能強化に
取り組みます。

次期計画への引継ぎ

- ・認知症や障がい等により判断能力が低下した人が、地域 で自分らしく安心して生活できるよう市民後見人の養成 や成年後見センターの機能の充実に取り組みます。
- ・生活困窮者の自己選択、自己決定を基本として経済的自立のみでなく、日常生活や社会生活の自立など本人の状況に応じた支援に取り組みます。
- ・住み慣れた地域で生活を維持できるよう地域での支え合いの体制づくりの充実・強化に取り組みます。

「基本目標4 安全で住みやすいまちづくり」について

目標	住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことができるよ うな地域づくりを目指します。
施策の方向性	(1)誰もが暮らしやすい基盤整備の充実(2)生活交通の確保と買い物支援(3)自治会活動などへの支援(4)地域の防災・防犯体制づくり
主 な 取 組	 ・生活の困りごとが解決され、お互いに助け合えるボランティア活動の支援を実施しました。 ・地域課題の解決や交流を深めるため、自治会等が行う地域活動に対し支援を実施しました。 ・要配慮者※の把握のための避難行動要支援者名簿の更新を実施しました。 ・自主防災組織で活躍する地域防災リーダーの育成研修会を開催しました。
主 な 課 題	 ・自家用車の普及や少子高齢化の影響により、路線バス等の生活交通の維持が困難となっていることから交通体系の見直しが必要となります。 ・高齢者や障がい等で不自由を抱えながら生活している方が、安心して暮らせるよう生活支援を行うボランティアの確保が必要となります。 ・防災、防犯に対する意識の醸成や自助、共助の体制強化に向け日頃から要支援者の見守りや避難訓練、防災訓練に取り組む必要があります。
次期計画への引継ぎ	・生活に不可欠である利便性の高い交通サービスの提供を目指し、新たな交通体系の構築に取り組みます。・交通手段を持たない高齢者等の買い物を支援するため、生活支援ボランティアの確保に取り組みます。・地域の防災力や防犯力の向上を図るための情報提供や自主防災組織の組織力向上に取り組みます。

高齢者、障がい者、乳幼児などの特に配慮を必要とする者。

[※] 要配慮者

3 主要な市の課題

本市は、昭和30年頃から人口減少に転じており、近年では若者の流出とともに、高齢者の割合が急速に上昇し国よりも先行した超高齢社会となっています。さらに子育て環境や経済的負担への不安、未婚・晩婚化の進行などにより出生率が低下しています。加えて医師・看護師等の医療・介護・福祉分野の人材確保に努めているものの人口減少の影響などもあり、非常に厳しい状況が続き医療・介護・福祉の社会保障体制の維持・確保が喫緊の課題となっています。

また、地域においては集落活動の縮小など地域コミュニティの衰退が見られ、特に過疎化が進む地域では生活基盤の維持が困難になると予想されます。さらに高齢化が進行することで医療や福祉分野のサービス需要は増加し、さらなる社会保障費の増大が懸念されています。他にも少子化の影響により地域における子ども同士の交流の機会の減少や核家族化、両親の共働きなど、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化していることにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されています。

このような中、人口は中心部に集中する傾向にあり中心部と周辺部それぞれに課題が 生じています。新興住宅地や大きな集落では地域内の交流が希薄になり地域コミュニティの形成が難しくなっています。しかしながら、共通の課題として認識されにくく、解 決に向けた対策が進んでいません。

一方、周辺部の地域では伝統的なつながりや協力体制が維持されていますが地域の将来には不安があります。地域役員や担い手不足、人口減少などにより集落の維持や活性 化が課題となっています。

今後、人材不足や経済的負担、地域コミュニティの衰退、生活基盤の維持などのさま ざまな課題を改善し持続可能なまちづくりを築くためには、地域・行政・関係団体が一 体となり見守り、支え合える地域共生社会の実現を進める必要があります。

第3章 計画の基本理念と基本方針、施策の体系

1 基本理念

健やかで思いやりのあふれる持続可能なまちづくり

前期計画で掲げた基本理念や目標を踏襲し「佐渡市総合計画」の基本理念である『歴史と文化が薫り 人と自然が共生できる持続可能な島 ~子どもからお年寄りまで 誰もがいきいきと輝ける島~』を基調とし、市民の誰もが住み慣れた地域でいきいきと輝き暮らせるまちづくりを目指します。

2 基本方針

基本理念の実現に向け、3つの基本方針を掲げます。

基本方針 1 つながり、支え合うまちづくり

地域の中で誰もが安心して暮らすためには、日常生活における住民の自然な助け合い、支え合いが大きな役割を果たします。近隣の住民同士が日常で顔を合わせコミュニケーションが豊かになることによって「つながり」が生まれ、そのつながりが地域での助け合い、支え合いの基礎となります。

地域福祉の推進には市民が主体となった地域福祉活動が不可欠です。地域福祉に対する理解と意識の高揚を図り、地域福祉活動の担い手となる人材の育成やボランティア活動を支援するとともに、地域全体で福祉を支えるまちづくりに取り組みます。

基本方針2 健やかな暮らしを支えるまちづくり

すべての市民が地域でいつまでも自立した生活を送ることができるよう、保健、福祉、医療分野の関係団体が連携する仕組みづくりを進める必要があります。複合的な問題を抱える相談等を適切な機関やサービス等につなぐための相談窓口の機能強化を図り、安心な市民の暮らしを支えるまちづくりに取り組みます。

併せて健康で活力のある暮らしを維持することができるよう健康や生きがいづくり を推進し、生活の質的豊かさを実感できるようなまちづくりに取り組みます。

基本方針3 安全安心で住みやすいまちづくり

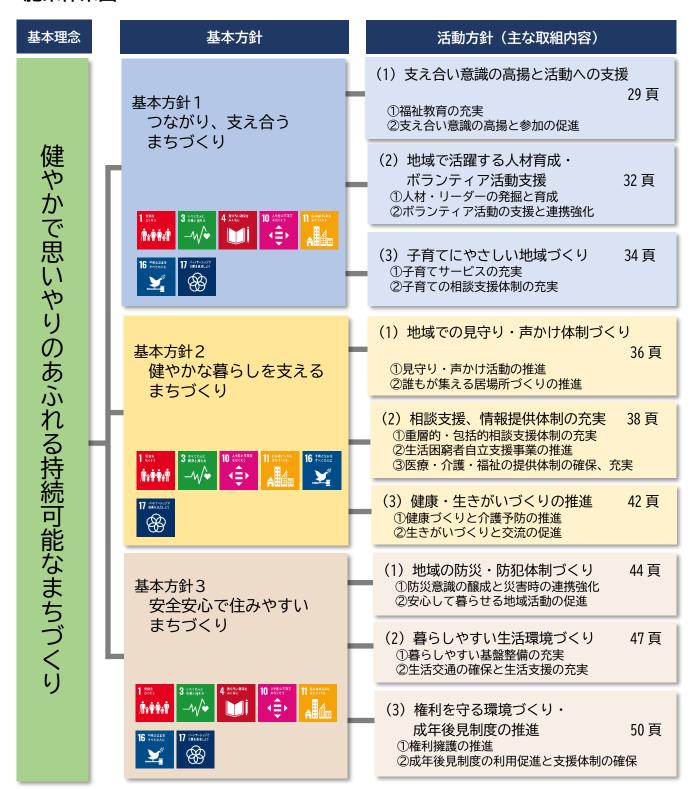
子どもから高齢者そして障がい者など、誰もがいつまでも安全で安心して暮らせる 地域づくりが重要です。市民意識の醸成や自助・共助による防災・防犯体制の強化を 図るほか、権利を守るための成年後見制度の利用促進を図り安心して暮らすことので きる住みやすいまちづくりに取り組みます。

また、誰もが安心して外出できるよう、まちづくりと連携した交通ネットワークの 構築に取り組みます。

3 施策の体系

基本方針である「つながり、支え合うまちづくり」「健やかな暮らしを支えるまちづくり」「安全安心で住みやすいまちづくり」を三つの柱として、基本方針ごとに市全体として重点的に取り組んでいく必要があると考える活動方針を示し、地域福祉の推進に取り組む本計画の体系図とします。

施策体系図



第4章 計画のめざすところ

基本方針1 つながり、支え合うまちづくり















1-(1) 支え合い意識の高揚と活動への支援

【現状と課題】

- ○少子高齢化や人口減少による過疎化・世帯の単身化が急速に進む中、個人の価値観 が多様化していることから、地域住民同士の社会的つながりが希薄化しています。
- ○地域活動の担い手が不足するなど社会資源の減少が課題となっています。
- ○認知症等に対する理解を深めるとともに、認知症予防や地域でともに支え合う支援 体制を充実させる必要があります。
- ○認知症高齢者が増加していることから、地域で見守り本人や家族を支える意識を持 つことが求められています。
- ○多くの人に地域福祉に関心をもってもらうために、さまざまな機会を通じて地域福 祉に関する意識の高揚を図ることが重要です。
- ○地域が抱える問題が複雑化しており対応が困難なケースが増えています。
- ○アンケート調査では今後の福祉施策において、自治会等を基盤とした地域での支え 合いの仕組みづくりと、学校教育や社会教育での体験的な福祉教育の充実が重要だ と感じている方が多数います。

【市民の声】

- ・住み慣れた地域で隣人、友人、身内がいる中で過ごせることは、生きていくうえで 心強いと思います。(70代以上・女性)
- ・子どもたちが支援を要する人や高齢者の方々と関わる機会を持つことは、郷土愛や 奉仕の心を育めることにつながると思います。(40代・女性)
- ・支え合い活動に参加していますが具体的な活動につながっていないように思います。 市民のニーズを踏まえ実施し、そこからまた考えるような機動力のある活動を展開 していけるとよいと思います。(50代・男性)
- ・高齢化が進行する中で住民が支え合っていかなければ成り立たない世の中になって います。一人ひとりがその状態を自覚し、意識をしなければ福祉サービスだけでは 追いつきません。現状だけで満足しないで将来を見据えた姿を学習し、今から何を すべきかを考え、どのようにして意識づけるかが課題と思います。(60代・女性)

【取組方針】

- ①福祉教育の充実
 - ・学校、地域、社会福祉施設、社会福祉協議会などと連携した福祉教育 の推進
 - ・子どもが福祉、ボランティア分野に取り組める環境づくりの推進
- ②支え合い意識の高揚と参加の促進
 - ・市民一人ひとりの「地域での助け合いが重要である」という相互扶助 の精神の醸成
 - ・支え合い活動の普及啓発及び促進

◆行政・社会福祉協議会が取り組むこと

取組内容【公助】【共助・互助】

[行政]

- ○日常生活の支援を必要とする高齢者等を対象とした地域での助け合い活動を 支援します。
- ○学校における福祉教育を推進し、子どもの頃から福祉に対する意識の向上を 図ります。
- ○ボランティア活動を通じて地域社会に寄与する赤十字奉仕団等の活動支援に 努めます。
- ○広報誌やホームページ、SNS※等を活用し各種行事等に関する情報提供を 行います。

[社会福祉協議会]

- ○住民自ら住みやすい地域づくりを行う自治会、福祉活動団体、自主防災会等 の活動を支援します。また、新たな活動をともに考案し活動につなげます。
- ○学校や地域の団体、企業等へ出向き福祉講座を開催します。子どもの頃から 地域との関わりや認知症及び障がい等の理解を通して支え合いの意識の向上 に努めます。
- 〇子どもたちの学びが実践へとつながるように福祉教育プログラムの充実を図ります。
- 〇自治会や団体、企業等へ地域課題の共有や社会貢献活動のきっかけになるよう働きかけます。

[※] SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

人と人とのコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットサービス (Web サイト)。

◆市民・地域などに期待される役割やできること

取組内容【自助】【共助・互助】

〔市民〕

- ○日ごろからあいさつや声かけを行い隣近所と顔の見える関係をつくりましょ う。
- ○地域行事や防災訓練などに積極的に参加しましょう。
- ○ボランティア活動など積極的に参加し、さまざまな世代の方と交流しましょう。
- ○家庭において福祉に関する話題を積極的に取り入れましょう。

〔地域など〕

- ○地域の運動として声かけや見守り活動を広げていきましょう。
- ○地域で障がいや認知症等に理解を深める取組を行いましょう。
- ○誰もが地域に溶け込みやすい環境をつくりましょう。
- ○身近な地域福祉活動に積極的に取り組みましょう。

○主な事業や取組

- ・地域支え合い活動事業の推進
- ・福祉教育事業の実施
- ・赤い羽根共同募金運動の推進
- ・認知症サポーター養成講座の実施
 - ・福祉活動団体、地域福祉会等の活動支援

【めざす地域の姿】

子どもの頃から福祉の心を育み、誰もが相互に思いやる意識の醸成と福祉活動への関心が高まっている地域



【活動方針】

1-(2) 地域で活躍する人材育成・ボランティア活動支援

【現状と課題】

- ○少子高齢化による人口減少に伴い地域活動の担い手が不足しています。
- ○地域で実施している地域の茶の間やサロン、見守りなど高齢者に関わる活動に多く の市民が参加しています。
- ○福祉の心を持った人材の育成には活動できる場の提供が重要です。
- ○地域福祉を進めるうえでの主役は市民であり地域における活動を充実させるには、 中心的な役割を果たすリーダーやボランティア等の人材育成が必要です。
- ○ボランティア活動に興味を持ち活動に携わりたいと思える情報の発信が不足しています。
- ○アンケート調査では現在ボランティア活動に参加していない方が約7割となっており、ボランティア活動への意識の醸成が急務といえます。併せて地域において福祉活動を担うリーダー及びNPOなど市民の自主的活動が求められています。

【市民の声】

- ・人材の育成が急務です。リーダーと実践者を増やしていき地域の誰もが自信をもって社会参加できる環境を整えるべきと思います。(60代・女性)
- ・ボランティアに興味がありますが、どのようなボランティアを必要としているかの情報がわかると行動に移しやすいと思います。LINEやSNSなどを活用したりするのも良いと思います。(30代・女性)
- ・地域単位で配食サービスボランティアを育成して欲しいと思います。(60代・女性)
- ・仕事を行っているので活動に参加することは難しいかもしれませんが参加したい気持ちはあるので、気軽にできるボランティアや相談できる場があると良いです。 (30代・女性)

【取組方針】

- ①人材・リーダーの発掘と育成
 - ・地域活動の力となり得る人材の発掘及び育成と支援
- ②ボランティア活動の支援と連携強化
 - ・ボランティア活動及び地域活動との連携
 - ・企業、関係機関との連携
 - ・ボランティアセンターによるコーディネート機能の充実

取組内容【公助】【共助・互助】

[行政]

- ○福祉に興味を持ち地域課題の解決に向けて活躍できる福祉の担い手の育成に 努めます。
- ○ボランティア活動の活性化を図るため、企業や関係機関への協力要請に努めます。
- ○民生委員・児童委員を対象とした研修会の実施や活動のPRを行います。
- ○地域福祉活動に関する情報を発信します。
- ○市職員も積極的にボランティア活動に参加します。

[社会福祉協議会]

- ○ボランティアに関する相談や活動のコーディネートを行います。また、積極 的に情報発信を行いボランティア登録や活動の推進に取り組みます。
- ○新たなボランティアを発掘するため、セカンドライフ講座や学生向けボランティア体験事業を行います。
- ○活動中のボランティアのモチベーションを高めるためのフォローアップ講座 を開催します。
- ○企業等と連携した社会貢献活動の創出に努めます。
- ◆市民・地域などに期待される役割やできること

取組内容【自助】【共助・互助】

[市民]

- ○地域で実施される身近な福祉活動に積極的に参加しましょう。
- ○地域における生活課題について共通認識を持ち、ボランティアに関心を持ち ましょう。
- ○市や社会福祉協議会が実施する教室や講座等に積極的に参加しましょう。
- ○地域の一員として自分の知識や経験を地域で活かしましょう。

[地域など]

- ○人材の発掘や育成に取り組み、仲間づくりを行いましょう。
- ○地域での学習会や勉強会等を開催しましょう。
- ○あらゆる世代が興味を持つようボランティアに関する活動内容の情報発信や 啓発を行いましょう。
- 〇民生委員・児童委員は、知識の習得と資質向上を目的とした研修会に積極的 に参加しましょう。
- ○企業や法人等は地域貢献活動に取り組みましょう。
- ○事業所等はボランティア活動への理解を深め、ボランティア休暇制度等による参加しやすい環境づくりに努めましょう。
- ○ボランティア団体等は人材の発掘と育成に取り組み、仲間づくりを行いましょう。

○主な事業や取組

- ・民生委員児童委員活動の充実
- ・ボランティア講座の開催
- ・認知症サポーター養成講座の開催〔再掲〕
- ボランティアセンターの充実

【めざす地域の姿】

ボランティア活動への理解が深まり、地域活動への参加意識が向上していて 関係機関と連携が取れている地域

【活動方針】

1-(3) 子育てにやさしい地域づくり

【現状と課題】

- ○人口減少、少子高齢化が進行しており子育てや暮らしのあり方が多様化しています。
- ○すべての子どもが健やかに育つ地域社会の実現と子育て世帯を孤立させないよう家 庭、地域、行政等が連携し温かく見守り支え合える地域づくりが必要です。
- ○子育て世帯の支援のため、従来の保育サービスに加えて仕事と子育てが両立できる 働き方の仕組みづくりが求められています。
- ○アンケート調査では自然の中でゆったりと子育てができる環境を好んでいる方が多くいる。一方で子育て支援に関わる活動や環境の更なる充実が求められています。

【市民の声】

- ・異世代交流の場づくりを行って欲しい。地域は住民が守り育んでいく等の意識 を醸成し組織の向上を図ることが必要だと思います。(70代以上・男性)
- ・ひとり暮らし高齢者が多くなるので子どもやその親世代の人との交流の場をつくり、少しでも楽しんで欲しいと思います。(30代・女性)
- ・地域で過ごす元気な高齢者との関わりを持つきっかけとして、集落センター等 を利用して昔遊びやクッキングなど親世代の私たちから学べないことを学んで 欲しいと思います。(30代・女性)
- ・子ども食堂など、子どもが楽しめる場が増えると良いと思います。(30代・女性)

【取組方針】

- ①子育てサービスの充実
 - ・地域や職場を含め社会全体で子育てを支えるまちづくりの推進
 - ・地域における子育て支援サービスの充実
- ②子育ての相談支援体制の充実
 - ・子育て世帯が孤立することのない安心して子育てができるような相談支援 体制の充実
 - ・子育てに関する情報の発信

取組内容【公助】【共助・互助】

〔行政〕

- ○地域における子育て支援サービスの充実を図ります。
- ○子育てに関する情報提供・相談支援体制の充実を図り、妊娠期からの切れ目 のない子育て支援を実現します。
- ○親子でふれあえる事業を開催し、親子、親同士、子ども同士がともに学び仲 間づくりができる事業を実施します。
- ○共働きやひとり親家庭などの子どもが楽しく有意義に過ごせる放課後の生活の場を提供します。

[社会福祉協議会]

- 〇子どもの食支援を行うとともに、地域で子育てを行う地域性を育むため、地域の方々と一緒に食事をとる活動を支援します。
- ○子どもたちも地域の一員であることを理解し、地域全体で支え合う風土を作るため、地域でのボランティア活動体験を行います。
- ○地域・自治会、学校運営協議会等と協働して、交流の場や支え合いを育む活動を支援します。
- ◆市民・地域などに期待される役割やできること

取組内容【自助】【共助・互助】

〔市民〕

- ○子育て支援サービスを積極的に活用しましょう。
- ○子育ての大変さを親だけで抱え込まずに、少しでも困ったことがあったら相 談しましょう。
- ○親子で地域行事に参加し、子育て中の方や子育ての先輩、地域の方々と顔見 知りになりましょう。

[地域など]

- ○子育て中の親子が気軽に参加できる地域行事を開催しましょう。
- ○大人たちが子どもを温かく見守り「おはよう」「おかえり」と声をかけあえる 地域をつくりましょう。
- ○子育てをしながら働き続けられる職場環境づくりに努めましょう。
- ○さまざまな活動において地域と子ども会との異世代交流を行い、活動を通じて地域全体で子育てを支える意識の醸成や地域への愛着心を育みましょう。

○主な事業や取組

- ・ファミリーサポートセンターの充実
- ・子ども若者相談センターの充実
- ・世代間交流事業の実施

- ・子育て支援センターの充実
 - ・親子ふれあい教室の実施

【めざす地域の姿】

地域全体が子育てへの理解と関心が高まっていて、子育て支援サービスの充 実が図られている地域

基本方針2 健やかな暮らしを支えるまちづくり













【活動方針】

2-(1) 地域での見守り・声かけ体制づくり

【現状と課題】

- ○少子高齢化や単身者の増加、核家族化などの要因により地域コミュニティの希薄化 が見られます。
- ○地域において誰もが一人の人間としていきいきと暮らしていくためには、社会的に 孤立しないようにすることが重要です。
- ○地域ごとに人や団体が連携し住民同士が支え合う仕組みが求められています。
- ○アンケート調査ではご近所と親しい付き合いがある人は約3割となっていますが、 地域との付き合いがほとんどない人が約1割います。なお、今後の福祉施策におい て重点をおくべき事項として、地域住民同士が互いに助け合える仲間づくりへの支 援や誰もが集える場の充実が求められています。

【市民の声】

- ・高齢者のみの世帯が多い中、行政だけの支援では不十分と思われ地域での日々の見 守り、声かけなどをできる範囲でやっていきたいと思います。(50代・女性)
- ・孤独孤立対策が急務です。そのための一つの方策として誰もが集える場所が必要だ と思います。(60代・女性)
- ・地域を歩いていても、あいさつを交わせる地域、声をかけて返ってくる地域づくり からはじめて、それから助け合う地域、声をかけ合う地域ができると思います。 (50代・女性)
- ・高齢者を取り巻く環境は厳しく変化し暮らしにくくなってきています。ひとり暮ら し、買い物難民、ひきこもり、老々介護そして孤独死と自助だけでは対応しかねる 状況です。地域住民で支え助け合う意識の高揚と組織づくりを行い「お手伝いしま しょうか」と言える地域に少しでも近づきたいと思います。(70代以上・男性)

【取組方針】

- ①見守り・声かけ活動の推進
 - ・民生委員・児童委員、地域、社会福祉協議会、市などの取組の連携
 - ・ICT※の活用等による見守り活動の推進
 - ・地域福祉活動を担う人材の育成
- ②誰もが集える居場所づくりの推進
 - ・子どもから高齢者まで障がいのある人もない人も、みんなが集える場の創

[※] ICT (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)

コンピュータなどのデジタル機器、その上で動作するソフトウェア、情報をデジタル化して送受信する通信ネ ットワーク、およびこれらを組み合わせた情報システムやインターネット上の情報サービスなどを総称する。

取組内容【公助】【共助・互助】

〔行政〕

- ○民生委員・児童委員や地域、企業等と連携し地域で支え合うネットワークづ くりを図ります。
- ○子どもから高齢者、障がいのある人もない人も異世代間で互いに理解し合 え、誰もが集うことができる居場所づくりを推進します。
- ○地域の中で活動する「気づき」や「見守り」のための人材育成を行います。
- ○認知症等の高齢者と家族が安心して地域で生活するために地域住民への正し い知識の普及に努めます。
- ○地域の力とICTを活用した見守り及び包括ケア体制を強化し、幸せで健康 に暮らせるまちづくりを目指します。

〔社会福祉協議会〕

- ○集落等に出向き地域福祉懇談会を実施し、福祉の情報提供や地域課題について話し合う場を提供します。併せて地域の状況を可視化し情報の共有を図ります。
- 〇地域・自治会等の主体性を尊重し、地域課題やニーズに応じた方策を提案するとともに、行政等と連携して取組を進めます。
- ○サロン・茶の間等の居場所づくりや見守り活動を創出します。また、現在実施している団体が継続して活動できるよう支援に取り組みます。
- ◆市民・地域になど期待される役割やできること

取組内容【自助】【共助・互助】

[市民]

- ○地域の茶の間など誰もが集える居場所に積極的に参加し、さまざまな世代の 人たちと交流しましょう。
- ○異変を感じたら市の相談窓口や民生委員・児童委員などに知らせましょう。
- ○積極的にあいさつや声かけ等を行い、隣近所との信頼関係をつくりましょ う。
- ○悩みがあったら抱え込まずに相談しましょう。

「地域など)

- ○あいさつをする、声をかけるなど普段からの近所づきあいを通してお互いに 気づかう関係を築きましょう。
- ○民生委員・児童委員は地域の声かけ、見守り活動に努めます。
- ○公民館等を利用した誰もが気軽に集える居場所をつくりましょう。
- ○地域の中に困った人や見守りが必要な人はいないか目を配りましょう。
- ○必要時に連絡する相談窓口を把握しておきましょう。
- ○サービス事業者や企業は、サービス利用者や地域住民が一緒に楽しめる行事 を企画・開催しましょう。

○主な事業や取組

- ・居場所づくり事業の充実
- ・認知症サポーター養成講座〔再掲〕
- ・ゲートキーパー養成研修会等の実施
- ・地域福祉懇談会の実施

- ・地域支え合い活動の実施〔再掲〕
- ・福祉教育事業の実施「再掲」
- ・支え合いマップづくり事業
- ・見守り活動の推進

【めざす地域の姿】

常に地域の中で自然なあいさつや声かけが交わされ、誰もが気軽に集える場があり顔の見える関係が構築されている地域

【活動方針】

2-(2) 相談支援、情報提供体制の充実

【現状と課題】

- ○子どもや子育て中の方、高齢者、障がい者、生活困窮者等の支援を必要としている 方を早期に発見し支援することが重要です。
- ○地域コミュニティが希薄化する中、虐待や孤独死等の家庭内の問題や、これらの相談に対応する体制の充実が必要です。
- ○複雑化、複合化したさまざまな問題や課題、多様なニーズへ対応するため、重層 的・包括的相談支援体制の整備が求められています。
- ○福祉サービス等の必要な情報を得ることができずに生活に困っている方がいます。
- ○アンケート調査では今後の福祉施策において重点をおくべき事項として、気軽に相談できる専門窓口の充実や身近な福祉サービスに関する利用者情報の提供が上位を占めています。

【市民の声】

- ・困ったことをなんでも相談できる窓口を設置して欲しいと思います。(60代・男性)
- ・高齢者世帯が増えているので困ったことを相談できる窓口を開設し、相談内容によってはすぐに解決できるような体制を取ってもらいたいと思います。(60代・男性)
- ・相談窓口が平日開設だけでは利用しにくいので、土日に月1回でも開設されていると働いている人や学校に行っている人(ヤングケアラー)も相談しやすいと思います。(10代・女性)
- ・複雑化する個別課題や地域課題に対応するため、相談支援の充実が重要と思います。 (60代・女性)

【取組方針】

- ①重層的・包括的相談支援体制の充実
 - ・相談しやすい窓口の機能強化
 - ・官民一体となった多機関協働による重層的・包括的相談支援の推進
 - ・利用しやすい福祉サービスの提供
- ②生活闲窮者自立支援事業の推進
 - ・生活困窮者自立支援事業に基づく自立相談、家計相談支援など各種支援事業の推進
- ③医療・介護・福祉の提供体制の確保、充実
 - ・医療・介護・福祉分野が連携した人材確保、資源の有効活用
 - ・ICTの活用など持続可能なサービス提供体制の整備

取組内容【公助】【共助・互助】

[行政]

- ○関係機関とのネットワークの機能強化を図り、重層的・包括的な相談支援の 推進に努めます。
- ○庁内の関係各課と連携し、さまざまな相談に対応しニーズに合った関係機関 へつなぎます。
- ○福祉サービス事業所や関係機関等との連携により、相談者が望む適切なサービスが受けられるようサービスの提供に努めます。
- ○各相談窓口に関する情報の周知に努めます。
- ○生活困窮者自立支援制度に基づき、関係機関と連携しきめ細かな支援を行い ます。
- ○医療・介護・福祉分野が連携し、人材の確保と資源の有効活用を図ります。
- ○佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会と連携し取組を推進します。
- ○ICTを活用したサービス提供体制の確保に努めます。

[社会福祉協議会]

- ○地域のさまざまな相談を受け止めるため、コミュニティソーシャルワーカー (福祉なんでも相談員)を配置します。
- 〇日常生活上の心配ごとに対して「福祉なんでも相談窓口」を継続設置し、住 民の生活安定に向けた支援を行います。
- ○あらゆる生活課題に対応するため、他機関とのネットワークの構築を図りま す。
- ○経済的な困窮や社会的に孤立しているなど、生活しづらさを抱える相談者の 支援に取り組みます。
- ○就労に困難を抱えている相談者について、行政や障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク等の関係機関・事業者と連携し支援に努めます。
- ○相談者とつながり続ける伴走型支援と課題解決に向けた支援を目指します。



◆市民・地域などに期待される役割やできること

取組内容【自助】【共助・互助】

[市民]

- ○身近な相談窓口に関する情報を収集しましょう。
- ○家族や本人だけで悩まずに気軽に相談しましょう。
- ○孤立している人や困っている人をみかけたら相談機関につなげましょう。
- ○サービスを利用した際はサービスの質の向上につながるよう感想や意見を伝 えましょう。

[地域など]

- ○全ての方が地域に溶け込めるように声かけなどを行いましょう。
- ○誰一人取り残さないためにも相談機関などと連携しましょう。
- ○地域の福祉ニーズを把握しサービス事業者や行政に伝えましょう。
- ○事業者等は利用者を第一に考え、より良いサービス提供へつなぎましょう。

○主な事業や取組

- ・各種相談窓口の機能強化 (総合福祉相談支援センター・地域包括支援センター・子ども若者相談センター・ 生活自立相談支援センター)
- ・福祉相談員の配置
- ・生活困窮者自立支援事業の実施
 - ※次ページ:生活困窮者自立支援推進の施策参照

【めざす地域の姿】

高齢者、障がい者、子どもや子育て世代、生活困窮者など、すべての人が気軽に相談でき、必要な支援情報やサービスを得ることができている地域



【生活困窮者自立支援推進の施策】

〇生活困窮者自立支援

生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の段階で困窮する方の相談内容に 応じ、自立相談支援事業や家計改善支援事業その他の支援により就労や自立のため の支援を行います。

生活困窮者自立支援事業等を佐渡市社会福祉協議会へ委託し、専門員が各相談機 関や民生委員、関係機関と連携をしながら困窮者の方に寄り添った支援に努めてい ます。

【困窮者支援事業】

①自立相談支援事業

生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として、さまざまな課題を 抱える方に対して支援員が一緒に考え具体的なプランを作成するなど、寄り添 いながら自立に向けた支援を行います。

②家計改善支援事業

家計収支などに課題がある方に対して、公的制度の利用支援、家計表の作成等を行うほか関係機関につなぐなど早期の生活再生を目指しサポートを行います。

③就労準備支援事業

直ちに就労が難しい方を対象に一定期間、生活習慣形成のための指導・訓練、 就労の前段階として必要な基礎的能力の習得等を行います。

4)学習支援事業

生活保護世帯等や養育環境に課題を抱えているひとり親世帯等の子どもを対 象に学習支援をはじめ、子どもと保護者の双方に対して必要な支援を行います。

〇自立相談支援事業実績

	自立相談支援			家計改善支援	就労準備支援	学習支援
年 度	相談件数	プ [°] ラン 作成数	相談援助 件数	プラン作成数	プログラム 作成数	利用者数
2 年	275	74	3,811	31	8	14
3 年	299	75	4, 938	33	8	8
4 年	235	64	4,715	35	7	16

【活動方針】

2-(3) 健康・生きがいづくりの推進

【現状と課題】

- ○高齢化が急速に進む中、医療や福祉分野のサービス需要は増加し更なる社会保障費 の増大が懸念されています。
- ○総人口が減少する中、高齢者人口の減少は緩やかで相対的に高齢化が進行し平均自 立期間は全国及び県の平均を下回っています。
- ○健康寿命の延伸を図るため市民の健康づくり、介護予防を応援するための教室や講 座などを実施しています。
- ○活動しているメンバーの高齢化により教室や健康づくり活動の継続や新規グループ の結成が困難となっています。
- ○週1回以上のスポーツ実施率が低いことから、誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう市民参加を促すことが必要です。
- それぞれのライフスタイルにあわせ地域で生活するすべての人が生きがいをもって 社会参加ができる仕組みづくりが大切です。
- ○アンケート調査では今後の福祉施策において重点をおくべき事項として、健康づくりや生きがいづくりに支援を求めている人が多くいます。また、生きがいや健康づくりを満たせる活動に参加したいと思う人が半数います。

【市民の声】

- ・なるべく頼らずに生活するために健康を維持していくための活動を増やして欲しい と思います。(50代・女性)
- ・健康づくりに力を入れて欲しいと思います。(30代・女性)
- ・「健康寿命の島さど」になるような健康・福祉のまちづくりを目指し、全島民を巻き込んだ事業ができたら良いと思います。(60代・女性)

【取組方針】

- ①健康づくりと介護予防の推進
 - ・市民協働の健康づくりの推進
 - ・保健事業と介護予防事業の一体的な推進
 - ・高齢者の健康状態の維持・改善・重症化予防の推進
- ②生きがいづくりと交流の促進
 - ・豊かな経験等を活かし活躍できる地域づくりの推進
 - ・生きがいづくり、交流の場の取組の推進
 - ・生涯学習事業等の充実

取組内容【公助】【共助・互助】

[行政]

- ○健康づくり実践グループの活動を支援します。
- ○公民館講座などの多様な学びの場を提供し生きがいづくりを推進します。
- ○自らが健康づくりに取り組めるように専門的な知識を有する人材を派遣します。
- ○ライフステージに沿った健康づくりを推進し健康で活力に満ちた暮らしがで きるように支援します。
- ○シルバー人材センターや障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク等 と連携し生きがいづくりのために高齢者や障がいのある人の就労を支援しま す。

[社会福祉協議会]

- ○生きがいを持って社会参加する場を提供するため居場所づくり活動やボランティア活動等の地域活動を行うスタッフの育成を図ります。
- ○ボランティア活動を行うスタッフがモチベーションを高く持って活動を継続 発展できるよう支援を行います。
- ○介護予防事業等を実施し健康・生きがいづくりの場を提供します。
- ◆市民・地域などに期待される役割やできること

取組内容【自助】【共助・互助】

[市民]

- ○自らの健康は自ら管理する意識を持ちましょう。
- ○定期的に健康診査を受診しましょう。
- ○生涯学習や地域活動に参加しましょう。
- ○健康を維持するために体を動かすことやスポーツを行うことの必要性を認識 し習慣化に向けて取り組みましょう。

[地域など]

- ○地域行事に健康・生きがいづくりを取り入れましょう。
- ○多世代との交流や健康増進に取り組みましょう。
- ○企業は高齢者や障がい者等の雇用について検討しましょう。

○主な事業や取組

- ・生活習慣病の重度化予防事業の実施
- ・健康スポーツ教室の開催
- ・健康づくりグループへの支援
- ・居場所づくり事業の実施〔再掲〕
- ・介護予防教室の開催
- ・健康学習会の開催
- ・ボランティア講座の開催〔再掲〕

【めざす地域の姿】

地域全体が健康に対する意識が向上しているとともに、誰もが生きがいを持 ち、健康でいきいきと活動している地域

基本方針3 安全安心で住みやすいまちづくり













【活動方針】

3-(1) 地域の防災・防犯体制づくり

【現状と課題】

- ○住民の防災・減災に対する意識の低下や危機感の希薄化が懸念されています。
- ○少子高齢化及び人口減少に伴い自主防災会の活動の低調化が懸念されていることか ら、活動の中心を担う地域防災リーダーの人材育成や組織活動の維持が求められて います。
- ○自主防災会や集落ごとの防災計画である地区防災計画の策定率が低く地域の実情に 応じた体制整備が進んでいません。
- ○犯罪を抑制するため市民一人ひとりの防犯意識や地域社会の連帯意識を高めること が必要です。
- ○アンケート調査では災害時の安否確認や声かけなどの見守り、防災・防犯などの日 常的な協力や住民同士の支援体制の充実が求められています。

【市民の声】

- ・災害があった時など地域で声のかけ合いができれば良いと思います。(30代・女性)
- ・行政や社会福祉協議会が主体だと「やらされている感じ」が出てしまうので、地域 の自発的な組織を育成する仕組みをつくることが必要だと思います。(50代・男性)
- ・夜間を含め要支援者宅や高齢者宅の声かけ、見守りを行うと良いと思います。 (60代・女性)

【取組方針】

- ①防災意識の醸成と災害時の連携強化
 - ・減災への市民の意識醸成や自助・共助に向けた自主防災組織、関係機関と の連携強化
 - ・避難行動要支援者等への支援体制の充実
 - ・見守り活動など地域防災力の向上
- ②安心して暮らせる地域活動の促進
 - ・地域の連帯による防災、防犯力の向上

取組内容【公助】【共助・互助】

〔行政〕

- ○地域防災計画の見直しや地区防災マップの更新を行いSNSやホームページ、冊子の配布により災害対策の周知を行います。
- ○災害情報を迅速かつ正確に発信します。
- ○自主防災組織の強化を図るとともに、防災リーダーの育成及び支援に努めます。
- ○関係機関と連携し避難行動要支援者ごとの個別支援計画の策定に努めます。
- ○自治会等による地区防災計画の策定を推進します。
- ○避難行動要支援者名簿を更新する際は、地域や民生委員・児童委員の協力を 得て支援を要する方が登録されるように努めます。
- ○窃盗や特殊詐欺などの犯罪、消費者被害に関する情報の提供を行います。
- ○市民一人ひとりの防犯意識の向上に努めます。

〔社会福祉協議会〕

- 〇災害時に困らないようにするため、日頃からの備えについて考える場をつく ります。
- ○災害時にボランティアとして活躍ができるよう講座を開催します。
- 〇災害ボランティアセンターの設置訓練やスタッフの育成を行い、災害時にス ムーズな運営が行えるよう基盤強化を図ります。
- ○災害時の備えとして関係機関とのネットワークの拡充を図ります。
- ○地域との関わりにおいて消費者被害防止等の啓発を図ります。



◆市民・地域などに期待される役割やできること

取組内容【自助】【共助・互助】

「市民)

- ○災害や犯罪に巻き込まれない知識を身に付けましょう。
- ○防災グッズや非常用の水や食べものを用意しておきましょう。
- ○避難所や避難経路について家族で話し合いましょう。
- ○地域での防災訓練や安全安心まちづくりの事業に参加し、防災及び防犯意識 を高めましょう。
- ○支援が必要な方は積極的に避難行動要支援者名簿に登録しましょう。

[地域など]

- ○災害時に配慮が必要な方の把握に努めましょう。
- ○「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づく自主防災 組織の強化を図りましょう。
- ○災害時の安否確認、避難誘導の体制づくりに努めましょう。
- ○積極的に避難訓練等を実施しましょう。
- ○避難所となる地域の公民館などの地域資源を活用して交流の場をつくりまし よう。
- ○登下校時の見守り、誘導を行いましょう。
- ○地域でボランティア活動やイベントを通じて防犯意識を高めましょう。

○主な事業や取組

- ・緊急情報伝達システムの普及促進
- ・防犯意識向上のための啓発活動 ・災害ボランティア講座の開催
- ・防災意識の向上と防災教育の推進・自主防災組織、自主防災リーダーの育成
 - ・避難行動要支援者名簿への登録推進
- ・災害ボランティアセンターの設置訓練の実施

【めざす地域の姿】

災害時には地域住民が寄り添い、支援できる体制が構築されているととも に、全ての人が安全で安心に暮らすために地域と関係機関の連携が強化され ている地域



【活動方針】

3-(2) 暮らしやすい生活環境づくり

【現状と課題】

- ○高齢者や障がい者等が一人でも安心して外出できる環境の整備が求められています。
- ○高齢者世帯や障がい者世帯等における買い物や移動、ごみ捨てなどの在宅での日常 生活を支える支援体制の整備が求められています。
- ○高齢者の運転免許証の自主返納が増加傾向にあることから、返納後の移動手段の確 保が課題となっています。
- ○バス路線から離れた地域の移動ニーズに対応する新たな交通手段の確保が求められています。
- ○地域課題を解決するために必要な担い手が不足しており人材を確保することが必要です。
- ○アンケート調査では通院や買い物などにおいて自分自身が車かバイクを運転して外出している方は約9割となっており、困った時には、通院や買い物の支援などを希望している方が多くいます。

【市民の声】

- ・ひとり暮らし高齢者に対する支援(買い物や見守り等)を生きがいとして活動しています。(40代・女性)
- ・高齢者が増加するのでお年寄りをいかに元気にさせるかが大事です。車の使用が制限されその対応も大切です。住んでいて住みやすい地域を目指して欲しいと思います。(70代以上・男性)
- ・見守り活動の一環として、ごみ出し、買い物支援等、地域ぐるみの支援を検討できるとよいと思います。(60代・女性)
- ・高齢化、地域の人口減少、日常の買い物が困難になる方が増えてくると思います。 (60代・男性)

【取組方針】

- ①暮らしやすい基盤整備の充実
 - ・自助・共助・公助が連携した要配慮世帯への支援体制の強化
 - ・公共施設などのバリアフリー、ユニバーサルデザイン※化の推進
- ②生活交通の確保と生活支援の充実
 - ・高齢者や障がい者など交通弱者の移動手段の確保
 - ・地域住民、事業者、行政、社会福祉協議会など関係機関の連携による生活 交通の利便性の向上
 - ・買い物代行や注文配達支援、移動販売など、生活支援につながる取組の推 進

障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいようまちや生活環境をデザインする考え方のこと。

[※] ユニバーサルデザイン

取組内容【公助】【共助・互助】

[行政]

- ○市民の日常生活に必要となる公共交通の実現を目指します。
- ○公共交通を確保維持していくために幅広い事業者と連携しながら支えていく 環境づくりを行います。
- ○高齢者及び障がい者の外出支援として、福祉タクシー利用券や路線バス割引 サービス等の助成を行います。
- ○高齢者や障がい者のみの要配慮世帯で除雪が困難な場合には、要請があれば 市道から自宅までの間の道路の除雪を支援します。
- ○誰もが利用しやすい公共施設となるように計画の段階からバリアフリー、ユニバーサルデザイン化を推進します。
- ○思いやりのあふれるまちづくりを実現するため、市民のモラルやマナーを向上するための広報・啓発活動に取り組みます。

〔社会福祉協議会〕

- 〇高齢者等の日々の生活での困りごとを地域の力で解決する仕組みを、有償ボ ランティアを活用して構築します。
- ○居場所づくり事業や介護予防事業等の他事業と連携して買い物支援を行いま す。
- ○新たな形の地域での支え合い活動を住民と一緒に考えながら創設につなげま す。
- ○地域での見守り活動の啓発を通して子どもから高齢者まで安心して暮らすことができる地域の仕組みづくりの支援に努めます。





◆市民・地域などに期待される役割やできること

取組内容【自助】【共助・互助】

[市民]

- ○点字ブロック上に自転車等を止めない、障がい者用駐車場には対象となる人 以外は駐車しないなどマナーを守りましょう。
- ○積雪等で困っている高齢者や障がい者がいたら可能な範囲で支援しましょ う。
- ○路線バス等の公共交通機関を積極的に利用しましょう。
- ○ボランティア活動に積極的に参加しましょう。

[地域など]

- ○地域ぐるみで生活支援ができる体制をつくりましょう。
- ○ボランティア団体等で高齢者や障がい者等の生活支援に取り組みましょう。
- ○地域の中で主体的に交通手段や買い物手段について話し合いましょう。
- ○地域内で高齢者や障がい者が不便を感じる箇所がないか確認し、市や社会福祉協議会への情報提供や地域で可能な改善に取り組みましょう。

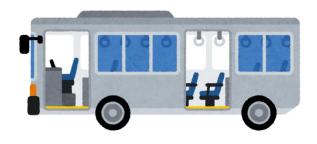
○主な事業や取組

- ・まちづくりと連携した地域交通ネットワークの構築
- ・オンデマンドでアクセスできる交通サービスの整備
- ・移送サービスの実施 ・生活支援ボランティア派遣事業の実施
- ・福祉タクシー利用券助成事業の実施・地域支え合い活動の実施〔再掲〕

【めざす地域の姿】

生活交通や買い物・移動支援サービスなどが充実しているとともに、誰もが 安心して快適に暮らせる、やさしいまちになっている地域





【活動方針】

3-(3) 権利を守る環境づくり・成年後見制度の推進

【現状と課題】

- ○認知症の方や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分で意思決定が困難 な方への支援が求められています。
- ○成年後見制度の利用を促進し権利擁護支援に取り組むことが重要です。
- ○成年後見制度の利用が増加しており後見人の担い手の不足が課題となっています。
- ○虐待に関する通報が増えており未然の防止や早期発見等の対応が求められています。
- ○アンケート調査では成年後見制度を理解している人は約3割、市民後見制度を理解 している人は約2割にとどまっているため市民への周知を図ることが重要です。

【市民の声】

- ・高齢になり判断能力が低下してからの財産管理や福祉サービスの契約など、身寄り がいないので将来が不安です。
- ・後見人が本人に代わって年金や通帳の管理してくれるので安心しています。
- ・本人の意思を十分に尊重し最善の利益につながるような判断をして欲しいです。
- ・成年後見制度を利用しているが制度内容が分からないので、もっと啓発を行って欲 しいです。
 - ※社会福祉協議会のアンケートより

【取組方針】

- ①権利擁護の推進
 - ・地域包括支援センターや相談機関が連携し権利擁護に関する取組の強化
- ②成年後見制度の利用促進と支援体制の確保
 - ・成年後見制度利用促進による誰もが尊厳のある生活を維持し、安心して暮 らせる体制づくりの推進
 - ・中核機関である成年後見センターによる普及啓発、市民後見人養成など市 民との協働及び後見活動の支援



取組内容【公助】【共助・互助】

〔行政〕

- ○権利擁護に対する意識を高め、成年後見制度への理解を深めるための普及啓 発活動を行います。
- ○成年後見制度利用支援事業を実施します。
- ○市民後見人を養成し社会福祉協議会との連携強化を図ります。
- ○親族等の申立てが難しい場合は法律に基づき、市長による申立てを行います。
- ○成年後見センターを中核機関とし、地域における関係機関等との連携を図ります。
- ○人権を尊重し虐待のない地域をつくるために虐待防止の意識啓発を行いま す。
- ○関係機関と連携し虐待の早期発見と迅速な対応を行います。

[社会福祉協議会]

- ○地域連携ネットワークを構築し権利擁護支援について取り組みます。
- ○成年後見セミナー等、権利擁護に関する普及啓発を行います。
- 〇法人後見の体制強化に努めます。また、市内の法人とも連携して法人後見の 取組を推進します。
- ○市民後見人の養成及び活動支援に努めます。
- 〇成年後見センター運営委員会及び受任調整会議を開催し適切な運営に努めます。

- ◆市民・地域などに期待される役割やできること

取組内容【自助】【共助・互助】

[市民]

- ○研修会に参加するなど権利擁護の理解を深めましょう。
- ○成年後見制度や日常生活自立支援事業について理解を深めましょう。
- ○虐待などに気づいたら市や警察等に通報しましょう。
- ○悩みは一人で抱え込まずに関係機関に相談しましょう。
- ○身近な相談窓口に関する情報を収集しましょう。

[地域など]

- ○地域の見守り活動の中で住民から連絡があった場合は、関係機関に連絡しま しょう。
- ○地域行事において権利擁護を学ぶ機会をつくりましょう。
- ○事業所等は関係機関との連携に努めましょう。

○主な事業や取組

- ・市民後見人養成講座の開催・市民後見人へのサポート体制の強化
- ・成年後見センターの機能強化・日常生活自立支援事業の実施
- ・成年後見制度利用促進支援事業の実施
- ・地域包括支援センターの機能強化〔再掲〕

【めざす地域の姿】

すべての人がお互いを尊重し合い、成年後見制度への理解が深まり、安心し て自分らしい暮らしを送ることができている地域





第5章 計画の推進に向けて

1 施策の達成に向けて

(1) 進行管理体制について

「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、子どもの福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する上位計画として、関係各課等と連携して取り組むとともに「地域福祉活動計画」を実践する佐渡市社会福祉協議会と相互に連携し地域福祉の向上に取り組んでいきます。

(2) 成果指標について

地域福祉の向上について総合的に取り組んでいきますが、成果を確認する指標として個別事業実施時には目標(達成指標)を作成します。

2 それぞれの役割

地域福祉を推進するにあたって、それぞれの主な役割をあらためて整理すると次のようになります。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが地域のこと、地域福祉活動に関心を持ち各自の役割や責務を理解 したうえで「今、自分にできること」を考え、地域福祉を担う一員として取り組んで いくことが大切です。

地域福祉活動に積極的かつ主体的に参加し、その活動を周囲全体に広めることによって市民全体の支え合いや助け合いの機運が高まり地域の活性化につながることが期待できます。

(2) 地域・自治会などの役割

自治会をはじめ地域で活動している関係機関は、あいさつや声かけなど身近な活動をはじめとし多くの人に地域活動への参加を呼びかけ、地域の連帯意識の高揚が求められます。

地域内の課題を解決していくための方策を話し合い、行政や福祉サービス事業所の 支援につないだり、活動の実施と活動の場を提供するなど団体間で協力して課題の解 決に取り組むことが期待されます。

(3) 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割

民生委員・児童委員は、さまざまな生活課題を抱える人にとって身近な相談相手となり、その人が適切な福祉サービスを得られるよう情報提供を行うとともに、適切な福祉サービスにつなげることが求められます。また、児童委員の中には、子どもや子育てに関する支援を専門的に担当する主任児童委員がいます。多様化する生活課題に対応するため、地域・自治会をはじめ行政や関係機関・社会福祉協議会、専門機関と連携・協力することで課題の解決を支援する地域福祉活動に取り組むことが期待されます。

(4) ボランティア・NPOの役割

ボランティア・NPOは、それぞれが明確な目的や専門性を持ち活動をしており、 共助の精神にあふれた地域社会の構築に向けて大切なことのひとつである「人と人と をつなぐ力」を持っています。地域福祉のリーダー役として多様な活動が期待されま す。

(5) 学校等の役割

学校や教育機関は、地域福祉を支える人材育成に大きな役割を果たします。専門分野の人材育成だけでなくリーダー的人材の育成やボランティアの育成など、地域福祉ニーズに応じた人材育成の役割が求められます。また、行政や関係機関と連携した事業を展開するなど、児童・生徒、教職員の力を結集し市民と協働して課題の解決に取り組むことが期待されます。

(6)福祉サービス事業所・企業の役割

事業所や企業は自らの活動が市民の暮らしを支えることを認識し、多様なニーズに 応えるとともに、適切なサービスの提供と権利擁護への取組が求められます。

また、支援が必要な人へ生活関連サービスの提供を続けるとともに、市民との交流 や行政や関係機関との連携による活動などで地域社会へ貢献することが期待されます。

(7) 佐渡市社会福祉協議会の役割

佐渡市社会福祉協議会は、安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて市民、関係 機関など幅広い分野の参加と協力のもと、さまざまな活動を行っています。

地域福祉活動の支援や各種福祉サービス、ボランティア活動の推進などに取り組んでおり、佐渡市の地域福祉を推進する中核の機関です。そのために市民が気軽に相談できる総合窓口としての役割が求められます。

地域福祉活動の調整役として人材の発掘・育成や活動の拠点づくり、市民の要望を ふまえた支援と関係機関との連携に取り組むことが期待されます。

(8) 佐渡市(行政)の役割

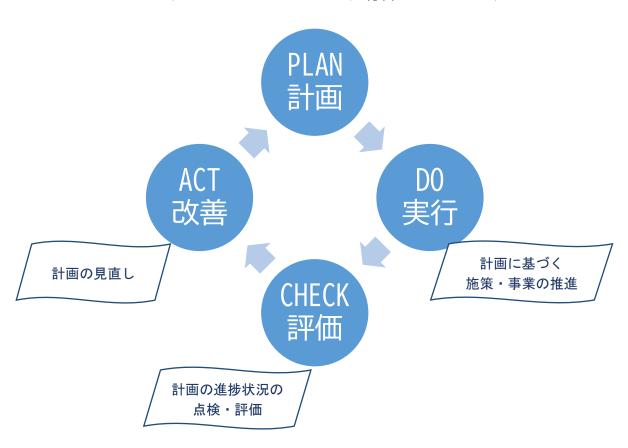
佐渡市(行政)は、公的福祉サービスの提供や行政権限に基づく対応や支援を、実 態や市民ニーズに即して着実に推進を図っていくことが求められます。

市民や関係機関が地域福祉活動に取り組むにあたり多様な参加機会や情報の提供、 事例の収集・紹介など、市民が地域福祉活動に参加しやすい環境の整備や必要な支援 を行います。また、佐渡市社会福祉協議会と連携して市民主体の地域福祉活動を支援 します。

3 計画の進行管理と評価

本計画で掲げた各種施策・事業の着実な実施のため、「PDCA サイクル」(Plan=計画)
→ (Do=実行) → (Check=評価) → (Act=改善) の考え方を基に、佐渡市地域福祉計画
推進懇談会において実施状況を点検・評価し必要な見直しを行いながら推進します。
また、年度ごとに実施状況を調査するとともに、結果をホームページで公表します。

◆PDCAサイクルによる進行管理のイメージ◆



第6章 佐渡市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の趣旨

近年、高齢化の進行による認知症の高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加に伴い、成年後見制度の必要性がますます高まっています。また、日常生活で判断能力等に不安を抱える人へのサポート、障がい者の「親亡き後」の問題といった成年後見制度を取り巻くさまざまな課題も顕在化しています。

成年後見制度は、認知症や知的障がいのある人など判断能力が不十分な人の権利や財産を守る制度として平成12 (2000) 年にスタートしました。しかし、本制度の利用者数は、認知症高齢者等の数などと比較すると著しく少ない状況にあり、権利擁護や成年後見制度に関する理解・活用が進む仕組みづくりが喫緊の課題となっています。

そのような中、平成 28 (2016) 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、市町村に対し制度の利用を促進する体制として地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。成年後見制度についての施策を推進するにあたって生活に密接に関わり地域福祉とも関連が深いことから、本市では本計画と「佐渡市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を一体的に策定して取り組みます。

2 計画期間

本計画は、佐渡市地域福祉計画・地域福祉活動計画と一体的に連動して取り組むことから、計画期間は、佐渡市地域福祉計画・地域福祉活動計画に合わせ、令和6 (2024) 年度から令和10 (2028) 年度までの5年間とします。

なお社会情勢や制度の見直し等、状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。

3 現状と課題

平成24 (2012) 年4月、佐渡市では佐渡市社会福祉協議会に成年後見センターが立ち上がりました。当時、第三者後見人(弁護士等の専門職)の深刻な担い手不足から市民後見人養成や法人後見機能も備えた成年後見センターの設置が求められていました。

これが契機となり、佐渡市では成年後見制度利用支援事業の拡充策など体制を整備してきました。さらに新潟家庭裁判所佐渡支部との連携を強化し平成26(2014)年10月、新潟県内では初めてとなる市民後見人(単独受任)が誕生しています。

近年における成年後見制度の申立状況は、平均37件ほどとなっています。また、後見人との関係においては約9割が専門職、法人後見及び市民後見人の第三者後見人が選任されている状況となっており依然としてニーズの高い状況が続いています。

佐渡市では令和3 (2021) 年4月、後見人の受任調整や制度の利用促進機能を充実させていくため、成年後見センターを中核機関として位置づけました。

成年後見制度の利用が必要な人は、自らSOSの声を上げることができない場合も多く、抱える課題も身寄りの問題や意思決定等、多岐にわたることもあります。また、障がいのある方の「親亡き後」問題も切実な課題となります。そのため専門職や関係機関

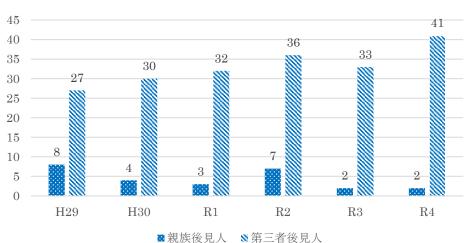
等と連携して対応する必要があり全体的な仕組みづくりの中で権利擁護の支援を捉えていく必要があります。

今後も予測される第三者後見人のニーズ対応も含め、佐渡市では成年後見制度にかかる基盤整備の支援を行います。

50 45 40 12 6 8 35 3 30 3 2520 32 30 15 28 28 10 5 0 H29 H30 R1R2R3R4■申立件数 ※市長申立件数

申立件数及び市長申立件数

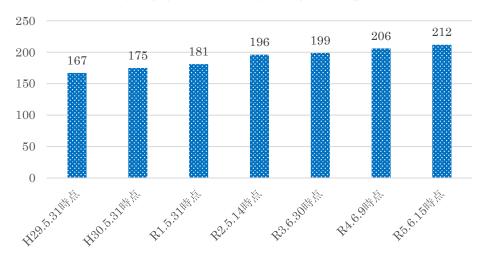
※新潟県社会福祉協議会調べ (新潟家庭裁判所佐渡支部管内における調査結果) ※各年1月から12月の数値 (数値は概数である)



成年後見人と本人との関係

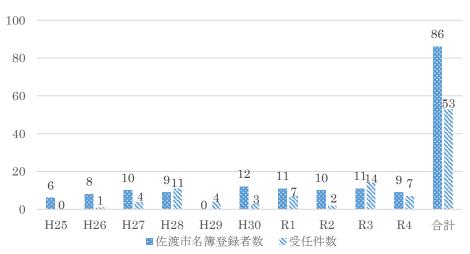
※新潟県社会福祉協議会調べ(新潟家庭裁判所佐渡支部管内における調査結果) ※各年1月から12月の数値(数値は概数である)

成年後見制度の利用数の推移



※新潟県社会福祉協議会調べ(新潟家庭裁判所佐渡支部管内における調査結果) ※各年1月から12月の数値(数値は概数である)

市民後見人名簿登録者数と受任件数



※社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会 事業報告書より

4 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で物事を判断する能力が不十分な方は、 財産管理や身上保護などの法律行為をひとりで判断することが困難な場合があります。

ひとりで判断することに不安のある方を法的に保護し、本人の意思を尊重した支援 (意思決定支援)を行い、ともに考えていく制度です。

〔法定後見制度〕

本人が物事を判断する能力が不十分になったとき、家庭裁判所によって成年 後見人等が選ばれる制度です。

本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの種類(類型)があります。

○法定後見制度の種類と内容

	後見	保 佐	補助		
対象となる人	判断能力が常に 欠けている人	判断能力が著しく 不十分な人	判断能力が不十 分な人		
申立てをするこ とができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など				
成年後見人等が 同意又は取り消 すことができる 行為	日用品の購入な ど日常生活に関 する行為を除く 契約等に関する 法律行為	日用品の購入など 日常生活に関する 行為を除き、借 金、相続の承認な ど、民法で定めら れた行為	申立てにより裁 判所が定める借 金、相続の承認 など、民法で定 められた行為		
成年後見人等が 代理することが できる行為	財産に関する全 ての法律行為	申立ての範囲内で裁判所が審判で定 める特定の法律行為			

○成年後見人等に選任される人

本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて家庭裁判 所が選任することになります。

本人の親族以外にも法律・福祉の専門家その他の第三者や福祉関係の公益 法人その他の法人が選ばれる場合があります。

○成年後見の申立てをする人がいない場合

身寄りがないなどの理由で申立てをする方がいない認知症の高齢者、知的 障がい者、精神障がい者の方の保護・支援を図るため、市町村長等に法定後 見(後見・保佐・補助)の開始の審判の申立権が与えられています。

[仟意後見制度]

本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ任意後見人となる方や将来 その方に委任する事務の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった 後に任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度です。

本人の判断能力が低下した場合、家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から効力が生じます。

任意後見監督人は、家庭裁判所によって選任されますが本人の親族等ではなく、第三者(弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職や法律、福祉に関わる法人など)が選ばれることが多くなっています。

5 成年後見制度推進の施策

(1) 基本的な考え方

人口減少や高齢化が進行する中、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを、地域社会全体で支え合うことが求められています。そのためには判断能力が不十分となり、自分にとって必要なことを意思決定することが難しい状態になっても、安心して地域生活が送れるよう地域での支え合い活動を推進し、多様な活動主体の連携を深め、必要な権利擁護支援につなげることができる地域づくりが大切です。

本計画は、佐渡市地域福祉計画の基本理念である「健やかで思いやりのあふれる持続可能なまちづくり」で示された理念と方針を共有しつつ、本市の成年後見制度の利用促進を推進していくための基本目標を定めます。

(2) 基本目標

権利を擁護するために支援が必要な人が、本人の意思や権利を尊重され地域で自分らしい生活を送るためには、地域住民や関係機関等の見守り等を通じて成年後見制度へのつなぎや、関係機関との連携による支援体制の構築が必要です。

本計画では「成年後見制度の普及啓発」「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化」「利用者が安心を実感できる支援体制の強化」「市民後見人の養成と活動支援体制の充実」を軸として、権利を擁護するために支援が必要な人を適切に制度につなぎ、市民が制度を知っていて、どこに相談するかがわかり、制度を利用したことにより安心した自分らしい暮らしを実感できる形となるように、本市の成年後見制度の利用促進に向けた基本目標を「成年後見制度による支援を適切に提供できる仕組みづくり」とします。

(3) 具体的な取組

○成年後見制度の普及啓発

成年後見制度に関する相談窓口の周知を図るとともに、権利擁護支援を必要とする方が支援を受けられるよう積極的に周知・啓発活動を行います。

○権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化

佐渡市社会福祉協議会内の成年後見センターを中核機関とし成年後見制度の利 用促進を図ります。

中核機関は、市や関係機関と連携のもと、地域連携ネットワークの「広報機能」 「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」及び「後見人支援機能」の強化に取り組みます。

○利用者が安心を実感できる支援体制の強化

認知症や障がいがあっても、本人らしい生活が送れるように本人の意思を尊重 し、財産のみならず身上保護も重視した制度の運用に努め、本人の状態に合わせ た支援ができる体制の強化を行います。

○市民後見人の養成と活動支援体制の充実

市民後見人養成講座を実施し、成年後見制度の担い手の養成を引き続き行うとともに、修了者を対象としたフォローアップ研修の実施により、修了者が制度や法律の改正等の最新の情報を知り、より発展的な知識を習得できる機会をつくります。また、家庭裁判所より審判を受けた市民後見人への活動支援として、成年後見センター職員による相談や弁護士、司法書士等による専門職相談の対応をします。市民後見人が安心して、あたたかな後見活動ができるよう関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。

第7章 佐渡市再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨

犯罪をした者等は、地域社会で生活するうえでさまざまな課題を抱えることがありま す。

本計画は、犯罪をした者等が社会的に孤立することなく社会復帰できるよう環境を整えることにより再犯を防止し、誰もが安心して暮らし続けられる社会を地域全体でつくることを目的とします。

2 計画期間

本計画は、佐渡市地域福祉計画・地域福祉活動計画と一体的に連動して取り組むことから、計画期間は、佐渡市地域福祉計画・地域福祉活動計画に合わせ、令和6 (2024) 年度から令和10 (2028) 年度までの5年間とします。

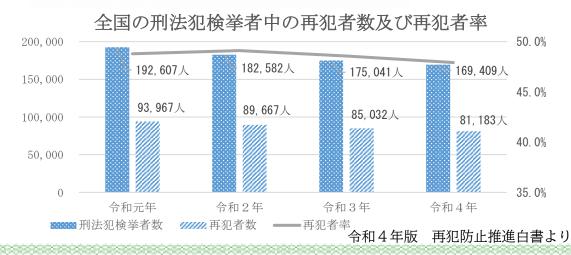
なお、社会情勢や制度の見直し等、状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。

3 再犯防止施策の対象者

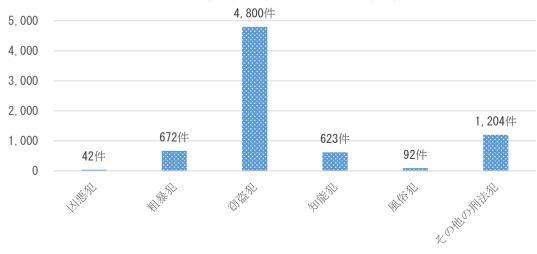
本計画において「犯罪をした者等」とは、「再犯の防止等の推進に関する法律」第2条第1項で定める者で、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。)もしくは非行少年であった者を指します。

4 犯罪情勢等について

	刑法犯検挙者数	うち再犯者数	再犯者率
令和元年	192,607人	93,967人	48.8%
令和2年	182,582人	89,667人	49.1%
令和3年	175,041人	85,032人	48.6%
令和4年	169,409人	81,183人	47.9%







	総認知件数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他刑法犯
令和4年	7,433件	42件	672件	4,800件	623件	92件	1,204件

※令和4年における佐渡市の刑法犯認知件数は168件

令和4年中の新潟県の犯罪概況より

5 現状と課題

全国の刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、一方で再犯者率(刑法犯検挙者にお ける再犯者の割合)は横ばい傾向にあります。

刑を終えた者、保護観察中の者が社会復帰後に、自分の力だけで住居や就労先を探すのは困難な場合が多くあり、保護司会や支援団体等による支援を受けても生活基盤となる住居や収入などが無くなることで再犯につながるケースがあります。また、偏見や差別により、さまざまな機会から排除され生活することに困難を強いられることもあります。

保護司会や支援団体等による支援があるものの、支援期間が終了した後のつながりや 生きづらさに対する適切な福祉的支援につながっていないなどの課題が見られます。

地域福祉に関するアンケート調査において、犯罪や非行をした者の立ち直りについて 調査した結果、犯罪や非行をした者の立ち直りのためには保護観察官や保護司の指導の 充実、就学支援・就労支援、地域全体での立ち直りの見守りが上位を占めました。また、 立ち直りに協力したいと思う人が約17%だったのに対し、わからないと回答した人が約 60%となっています。

6 基本方針

犯罪をした者等が地域で孤立することなく地域の一員として暮らせる「誰一人取り残さない社会」の実現に向け、地域における再犯防止の認識を深めるとともに、再犯防止の視点を各種施策等に反映して推進し支援体制の構築に取り組みます。

7 再犯防止推進の取組

(1) 再犯防止に関する啓発と関係機関との連携強化

- ①犯罪をした者等の社会復帰を関係機関が協力して支援するとともに、地域住民 の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで、再犯の防止につなげ 安心して暮らせる社会の実現を図るため再犯防止に関する広報・啓発を行いま す。
- ②犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について地域で理解を深めることができるよう、佐渡地区保護司会や佐渡地区更生保護女性会などの関係機関と連携して「社会を明るくする運動」の行事や周知活動等を実施します。
- ③保護司による地域の教育・防犯・社会福祉関係機関との連携、犯罪・非行の予防活動、更生保護関係の情報提供、市民からの犯罪・非行に関する相談受付などの取組を推進するため、佐渡地区更生保護サポートセンターの運営支援を行います。
- ④市及び関係機関の相談窓口や地域での見守り活動等について広報し周知を図ります。

【主な取組】

- ○社会を明るくする運動強化月間等における啓発活動の推進 毎年7月の社会を明るくする運動強化月間をはじめ、さまざまな機会 を活用して再犯防止に関して地域住民が正しい理解を深め、協力を得ら れるように啓発活動を推進します。
- ○佐渡地区保護司会、佐渡地区更生保護女性会等の活動の支援 佐渡地区保護司会等の活動について周知を図り、保護司適任者が持続 的に推薦されるように協力するとともに、その活動を支援します。 また、更生保護関係団体が実施する活動を支援します。
- ○相談窓口等の周知 佐渡地区更生保護サポートセンターをはじめ、市及び県の関係機関等 の相談窓口について広報し周知を行います。
- ○薬物依存、薬物乱用防止等に関する啓発 市民の健康づくり支援活動や思春期保健対策等で薬物依存、薬物乱用 防止等に関する啓発を行います。

(2) 保健福祉サービス等支援施策の活用促進

- ①地域での見守り活動を通じて地域や社会からの孤立を防ぎ、つながりのある地域づくりを支援します。
- ②支援が必要な人に適切な支援が届くように、関係課及び関係機関と連携して相談支援をはじめ各種保健・福祉・医療等のサービス利用を促進します。
- ③さまざまな課題に対応した支援を効果的に行うために、保健・福祉・医療、矯正などの多様な分野の強みを活かして連携・協働するとともに、支援協力者の確保を支援します。

【主な取組内容】

○地域での見守り活動

日頃から地域の安全や孤立予防などの地域の見守り活動を推進するため、その活動や意義が市民に広がるよう周知・啓発に取り組みます。

- ○相談支援と各種保健・福祉・医療サービス等の利用促進 必要なサービスを利用して地域で自立した生活を送れるように、各種 保健・福祉・医療サービスについて周知を図るとともに、相談支援につ ながる取組を推進します。
- ○支援体制の確立

相談から必要な支援につながるように、各種保健・福祉・医療福祉サービスの利用促進・調整に努めるとともに、支援のネットワークの確保に取り組みます。

(3)生活基盤の確立支援

- ①ハローワーク、保護観察所、協力雇用主など関係機関と連携しながら、犯罪を した者等の就労に向けた相談や各種支援の充実を図ります。
- ②犯罪をした者等の生活再建に向けて、庁内連携や関係機関との協働による活動 の支援を行います。新潟県地域定着支援センターなどの支援機関と連携し、安 心・安全に地域生活を送れるように支援します。

【主な取組内容】

○就労に向けた相談支援

生活困窮者自立支援事業、就労を希望する人への就労支援、就労支援 制度の周知などを行います。

○住居の確保に向けた支援

公営住宅での受け入れ等、居住について相談と支援をします。

【資料編】

佐渡市地域福祉計画推進懇談会開催要綱

平成 26 年 4 月 1 日 告示第 109 号

佐渡市地域福祉計画推進委員会設置要綱(平成19年佐渡市告示第170号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107条の規定に基づく佐渡市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び地域福祉に関する施策の適正な実施に当たり、有識者、市民等から広く意見、助言等を求めるため、佐渡市地域福祉計画推進懇談会(以下「懇談会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

- 第2条 懇談会において意見等を求める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 計画の策定及び見直しに関する事項
 - (2) 計画に関する取組の進行管理及び評価に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉に関する施策の実施等に関し市長が必要と認める事項

(参加者)

- 第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、おおむね 15 人程度懇談会への参加を求める ものとする。
 - (1) 学識経験又は知識を有する者
 - (2) 公募による市民
 - (3) 保健福祉及び医療関係者
 - (4) 地域活動団体等代表者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して懇談会への参加を求めるものとする。

(座長)

- 第4条 懇談会の参加者は、その互選により懇談会を進行する座長を定めるものとする。
- 2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する参加 者が座長を務めるものとする。

(関係者の出席)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第6条 懇談会の開催期間は、おおむね2年間を目途とする。

(開催通知)

第7条 市長は、懇談会の開催日時、開催場所、意見等を求める案件その他重要な事項 を前もって参加者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、こ の限りでない。

(守秘義務)

第8条 懇談会の参加者及び関係者は、この懇談会で知り得た秘密を漏らしてはならない。懇談会が終了した後も、同様とする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、市長が別に定める。 (平29告示142・旧第10条繰上)

附則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第142号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

佐渡市地域福祉計画推進懇談会委員名簿

	氏	名	団 体 等
1	橋本	瑞江	日本こども福祉専門学校の介護福祉学科の教員
2	田邉	正樹	新潟県佐渡地域振興局 健康福祉環境部 副部長
3	杉坂	芳 文	社会福祉法人佐渡福祉会 副理事長 ※11月29日まで 理事長 彈正 佼一
4	本 田	るみ子	佐渡福祉施設長連絡協議会 会長
5	後藤	五男	佐渡市民生委員児童委員協議会 会長
6	小 林	晴 美	佐渡市民生委員児童委員協議会 主任児童委員
7	西川	祐一	尾花町会
8	白 井	正江	佐渡市身体障がい者福祉協議会 会長
9	薄木	文 子	佐渡市健康推進協議会 代表
1 0	吉 田	サツキ	佐渡市連合婦人会 会長
1 1	堀口	一男	佐渡市老人クラブ連合会 会長
1 2	宮城	勉	佐渡市ボランティアセンター運営委員会 委員長
1 3	三浦	みどり	特定非営利活動法人はぐりんず 代表理事
1 4	本 間	奈 美	一般社団法人 SADO Act 代表

計画策定の主な経過

期日	会議名等	会議内容等		
令和5年 2月3日から 2月17日まで	アンケート	・計画策定に係るアンケート調査実施 (18歳以上の市民 2,000人)		
10月3日	第1回推進懇談会	・第3次計画(令和4年度)の事業評価・第4次計画の骨子案とスケジュールについて		
11月29日	第2回推進懇談会	・第4次計画の基本理念・基本方針について		
令和 6 年 1月16日	第3回推進懇談会	・第4次計画の修正について		
1月26日	市議会(市民厚生常任委員会)	・第4次計画のパブリックコメント実施 について		
1月26日から 2月26日まで	パブリックコメント	・意見募集		
3月13日	市議会(市民厚生常任委員会)	・パブリックコメントの結果について		
3月18日	第4回推進懇談会	・第4次計画の最終調整		

[※]上記のほか、随時意見聴取や庁内打合せを実施。

市民アンケート調査結果(主要結果の抜粋掲載)

1. 調査の概要

調査対象:佐渡市内に居住する18歳以上の2,000人

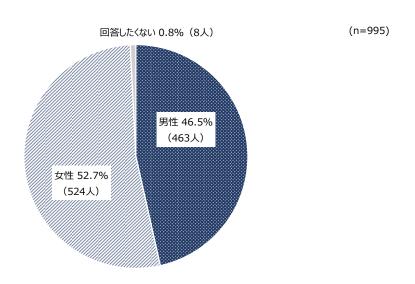
調査期間:令和5年2月3日~令和5年2月17日

調査方法:郵送法および Web 調査

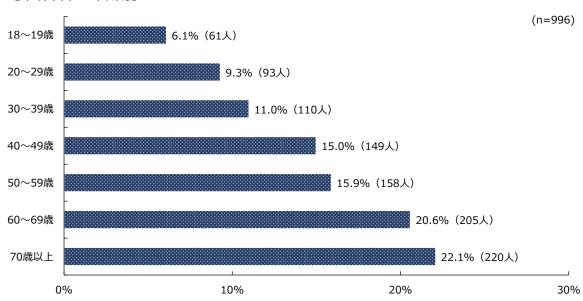
回収結果:有効回答数(回答率)1,000件(50.0%)

2. 回答者の基本特性

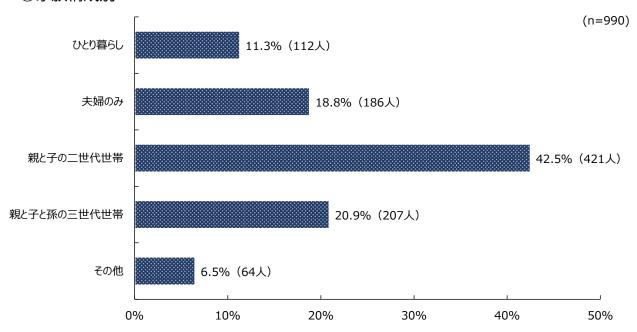
①性別



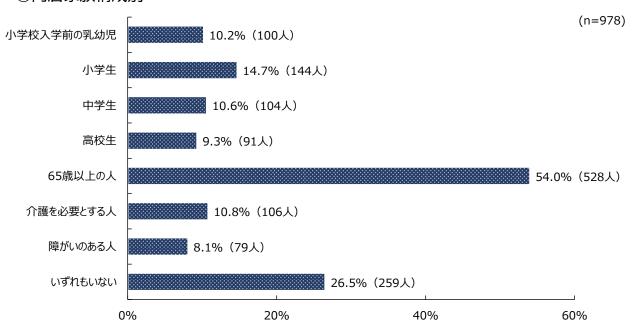
②回答者の年齢別



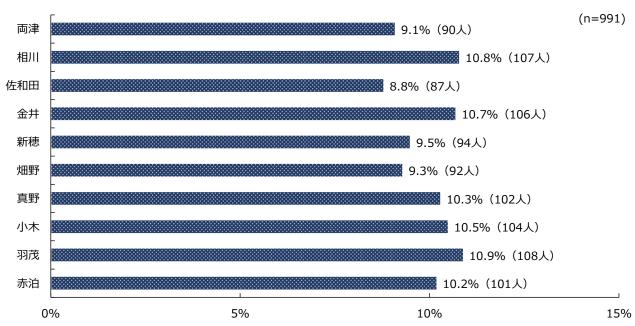
③家族構成別



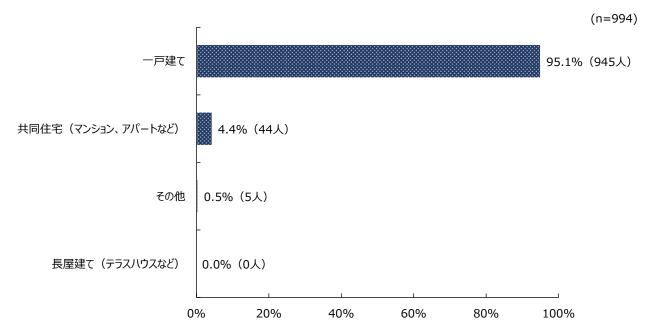
④同居家族構成別



⑤居住地区別



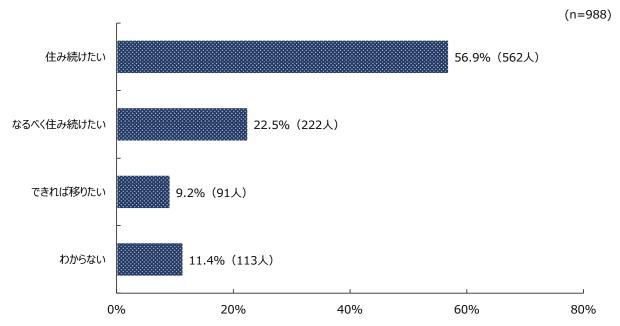
⑥住居形態



3. 調査結果

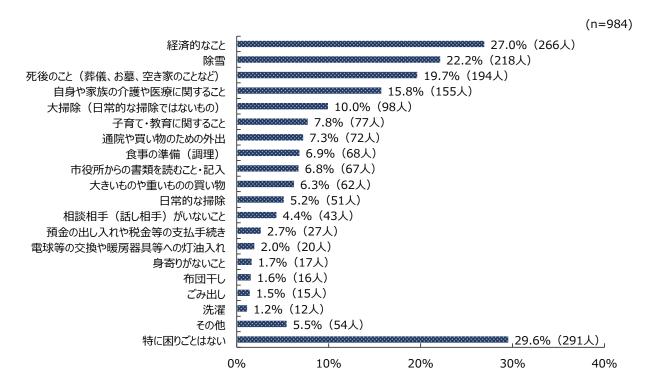
①日常生活等に関する結果について

■今後も佐渡市に住み続けたいと思うか



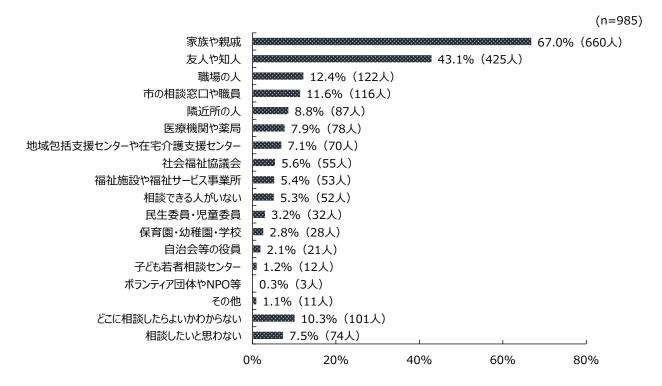
今後も佐渡市に住み続けたいと思うか尋ねたところ、「住み続けたい」方が過半数を 占めています。

■日常生活を送るうえでの困りごと



「経済的なこと」、「除雪」、「死後のこと」が上位にあがっています。

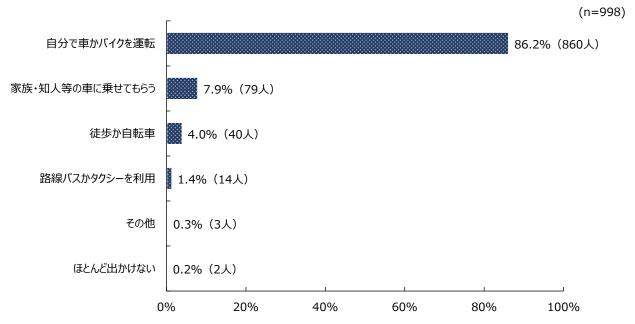
■悩みや不安の相談先



生活上の悩みや不安について、3人に2人が最も身近な人である「家族や親戚」に相談しています。これに比べると、行政等や地域の人、他に相談する人はかなり少なくなります。

また、「どこに相談したらよいかわからない」人も1割いる点に留意が必要です。

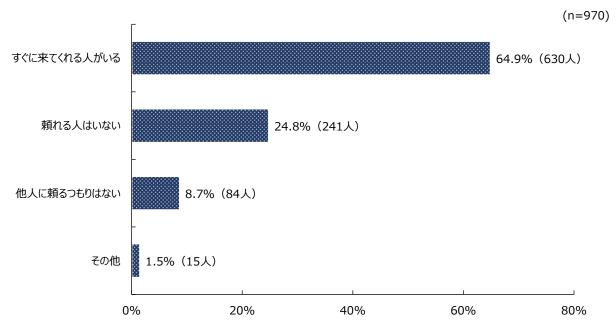
■通院や買い物時の交通手段



大多数は、自家用車やバイク等のオートモビリティを使用しています。高齢や身体的な影響により自分で運転できなくなった際の代替手段確保の必要性がうかがえる結果で した。

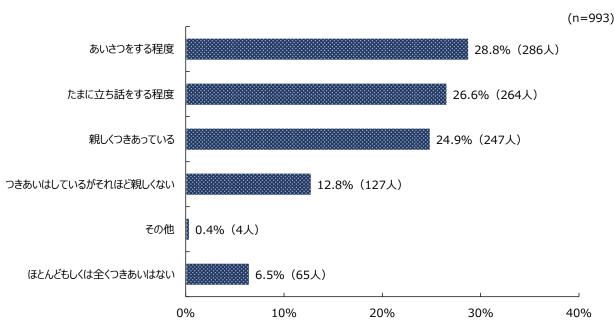
②地域との関わり方等の結果について

■近所で頼れる人



3人に2人は「すぐに来てくれる人がいる」としていますが、一方で、「頼れる人がいない」人も4人に1人います。

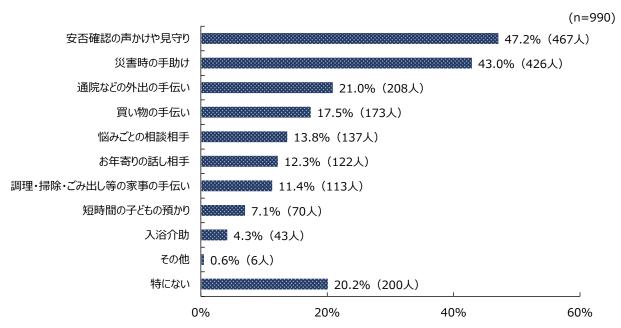
■近所との付き合い方



地域の風土差によるものと思われ、回答は「あいさつをする程度」、「たまに立ち話を する程度」、「親しくつきあっている」と分散しています。

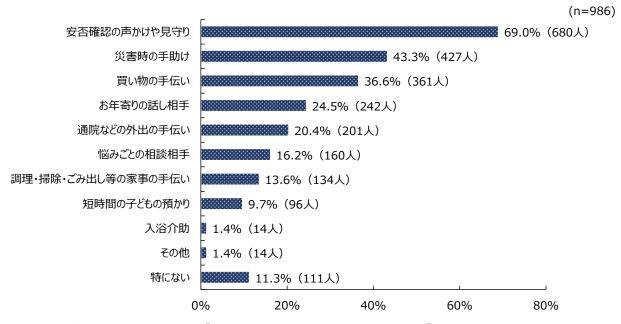
一方で「ほとんどもしくは全くつきあいはない」孤立している人も皆無でない点に留 意が必要です。

■地域の人にしてほしい手助け



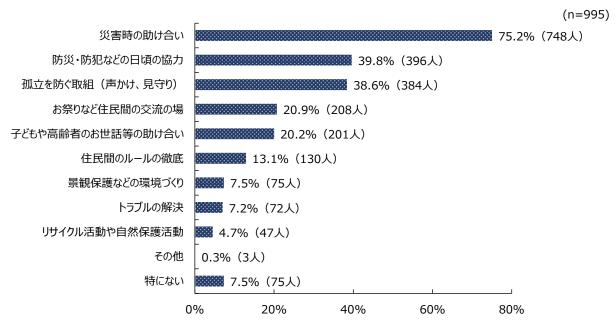
「安否確認の声かけや見守り」や「災害時の手助け」を4割以上の人が望んでいます。

■自身ができる手助け(自助)



自身が望む手助け同様に「安否確認の声かけや見守り」や「災害時の手助け」の回答が多くなっています。互助の考えが一定数以上根付いていることがうかがえる結果でした。

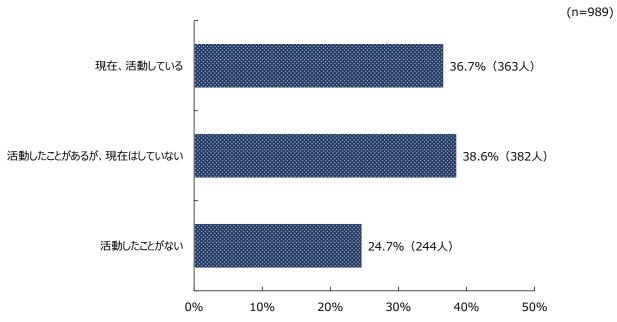
■地域社会へ期待する役割



「災害時の助け合い」への期待がとりわけ高く、「防災・防犯などの日頃の協力」や「孤立を防ぐ取組(声かけ、見守り)」も3人に2人以上が期待しています。

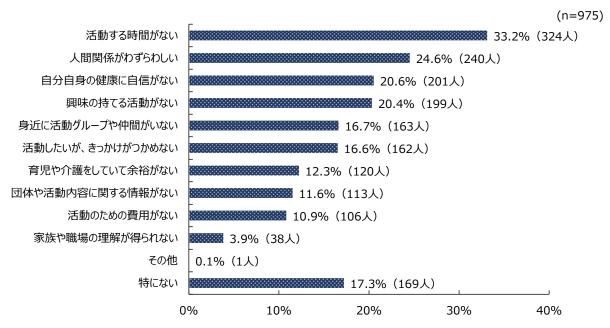
③地域活動やボランティア活動等に関する結果について

■地域の行事や地域活動の経験



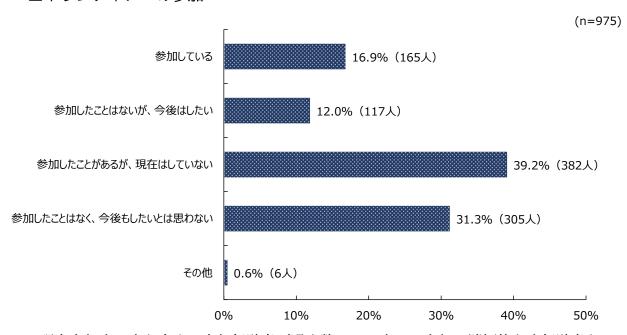
多くの人は、活動中または活動経験のある人ですが、これまでに『地域の行事や地域 活動』に一度も参加したことが無い人も4人に1人います。

■地域活動参加への支障について



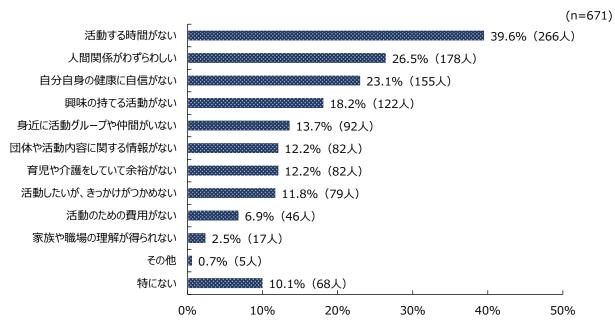
3人に1人は時間的な制約をあげています。

■ボランティアへの参加



現在参加中の方も含めて参加経験者が過半数いる一方で、参加に消極的な未経験者も 3割程度います。今後は、参加経験はないが、参加意向を有している1割以上の人の育 成や実際の参加へ結びつける掘り起しが重要となることがうかがえます。

■ボランティア活動参加への支障について



前出の地域活動と同様に時間的な制約が大きな課題となっています。

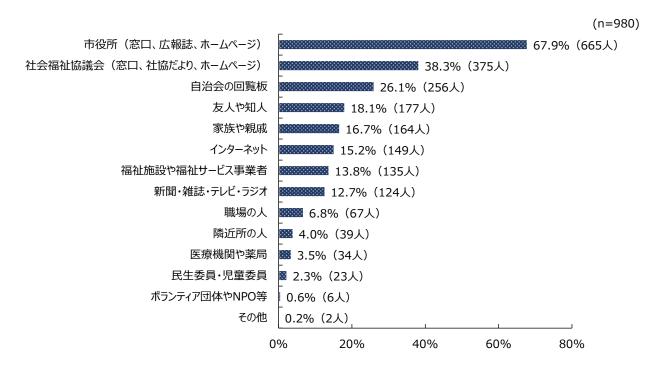
④地域福祉に関する結果について

■住民参加による福祉活動の必要性への認識

わからない 39.9% (385人) そう思う 53.2% (513人) そう思わない 6.9% (67人) (n=965)

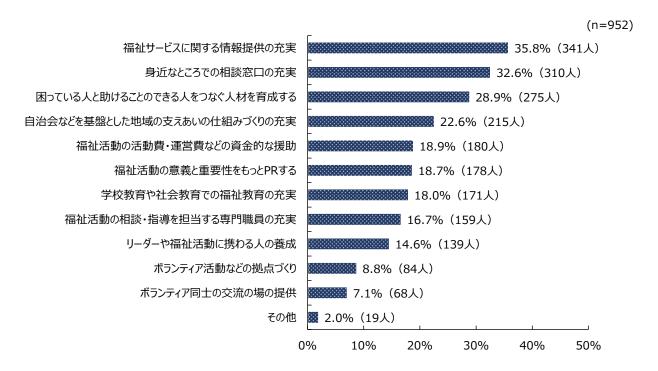
必要と思う人が過半数を占めています。

■福祉サービスに関する情報の入手経路



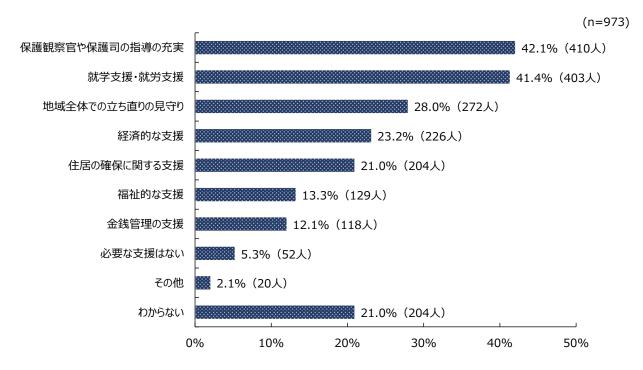
「市役所(窓口、広報誌、ホームページ)」や「社会福祉協議会(窓口、社協だより、ホームページ)」が非常に多くなっています。

■地域での助けあいを活発にするために重要なこと



「福祉サービスに関する情報提供の充実」や「身近なところでの相談窓口の充実」、 「困っている人と助けることのできる人をつなぐ人材を育成する」ことが特に重要視されています。

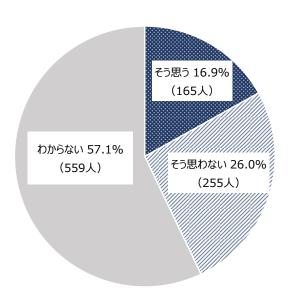
⑤非行や犯罪をした人の立ち直りに関する結果について ■立ち直りのために必要なこと



「保護観察官や保護司の指導の充実」と「就学支援・就労支援」の必要性を訴える人が特に多くなっています。

■立ち直りへの協力意向

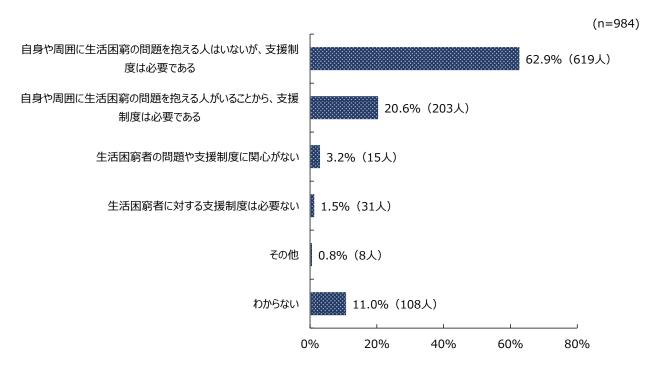
(n=979)



8割以上の人が「そう思わない」または「わからない」と態度を保留しており、非行 や犯罪をした人たちの立ち直りへの協力に関しては、消極的な傾向が浮き彫りになりま した。

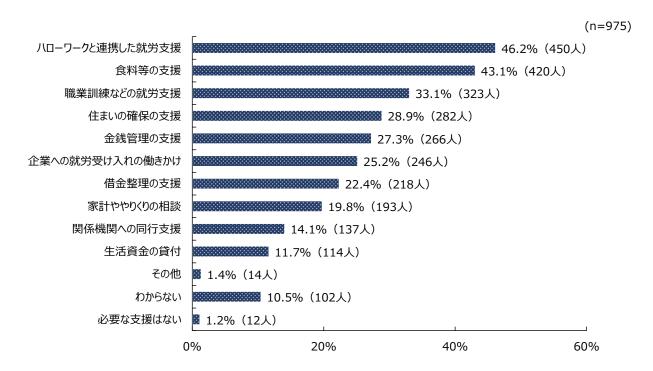
⑥生活困窮者への支援に関する結果について

■生活困窮者を支援する制度への考え方



8割以上の人が。身近などに該当する人がいる、いないにかかわらず、「必要である」 としています。

■生活困窮者の自立支援に向けて必要なこと

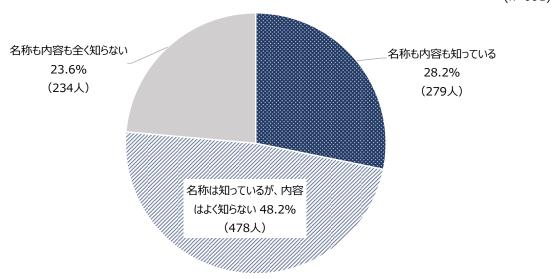


「ハローワークと連携した就労支援」と「食料等の支援」の必要性を訴える人が特に 多くなっています。

⑦成年後見制度などの権利擁護に関する結果について

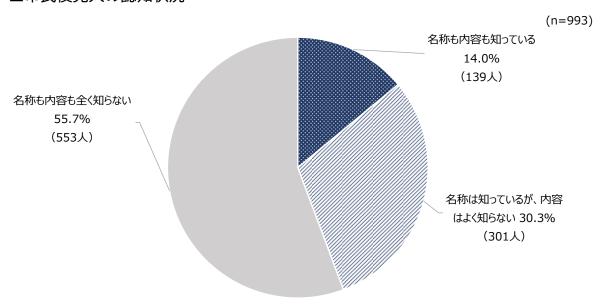
■成年後見制度の認知状況

(n=991)



4人に3人以上は制度の名称を認知していますが、内容までを知っている人は限定されます。

■市民後見人の認知状況

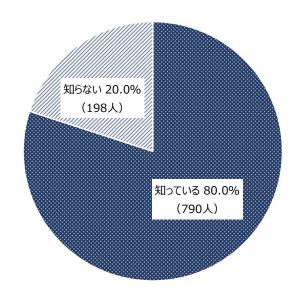


「名称も内容も全く知らない人が過半数を占め、成年後見制度に比べると認知度は低 下します。

⑧福祉施策全般に関する結果について

■民生委員・児童委員の認知状況

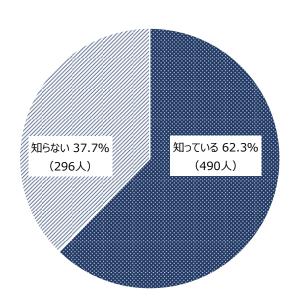
(n=988)



8割の人が民生委員や児童委員の存在や役割を知っています。

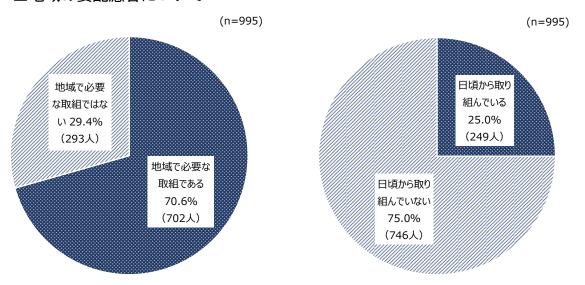
■身近な民生委員・児童委員の認知状況

(n=786)



身近な民生委員や児童委員の認知は6割台まで低下します。

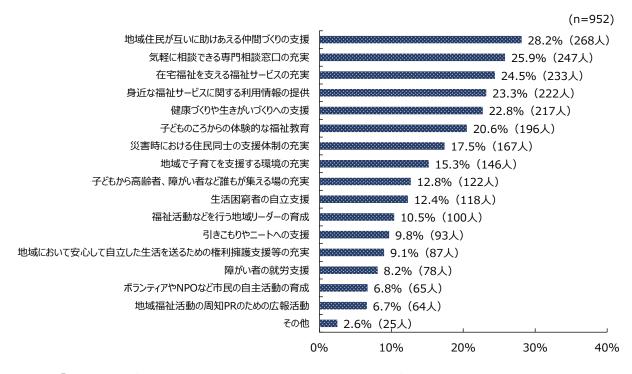
■地域の要配慮者について



7割の人は「必要な取組である」としていますが、実際に取り組んでいる人は4人に 1人です。

⑨これからのまちづくりに関する結果について

■市の福祉において重点にすべき事柄



「地域住民が互いに助けあえる仲間づくりの支援」が最も重要視されています。

第4次 佐渡市地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行・編集 ■佐渡市社会福祉部社会福祉課

〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地 TEL: 0259-63-5113 FAX: 0259-63-5121

■佐渡市社会福祉協議会

〒952-0206 新潟県佐渡市畑野甲 533 番地 TEL: 0259-81-1155 FAX: 0259-81-1156